

平成30年8月30日提出

平成30年第3回

小金井市議会定例会議案

(写)

小議発第72号

平成30年8月23日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

五十嵐 京 子

平成30年第3回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- |           |                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 認 第 1 号   | 平成29年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について                     |
| 認 第 2 号   | 平成29年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について               |
| 認 第 3 号   | 平成29年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について                |
| 認 第 4 号   | 平成29年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について                 |
| 認 第 5 号   | 平成29年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について              |
| 報 告 第 6 号 | 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について                       |
| 議案第56号    | 平成30年度小金井市一般会計補正予算（第2回）                         |
| 議案第57号    | 平成30年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）                   |
| 議案第58号    | 平成30年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第1回）                     |
| 議案第59号    | 平成30年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）                  |
| 議案第60号    | 教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて                      |
| 議案第61号    | 小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 |

- 議案第62号 小金井市難病者福祉手当条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 市道路線の認定について
- その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

- 副市長の選任に関し同意を求めることについて
- 小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例

は、市長から送付され次第、後日送付します。

## 議 長 報 告

### 1 三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会について

平成30年5月23日（水）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の報告を了承し、協議事項について認定又は決定した。

#### (1) 報 告

ア 会務報告

イ 委員会報告

#### (2) 協議事項

ア 平成29年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について

イ 平成30年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について

ウ 役員の選任について

- ・ 会 長            調布市
- ・ 副会長           町田市、羽村市、日の出町
- ・ 監 事           昭島市、檜原村
- ・ 理 事           各市町村議会議長
- ・ 第1委員会  
    委員長        清瀬市  
    副委員長      昭島市、東久留米市、檜原村
- ・ 第2委員会  
    委員長        武蔵野市  
    副委員長      瑞穂町、八王子市、東村山市
- ・ 第3委員会  
    委員長        八王子市  
    副委員長      昭島市、小金井市、東大和市

エ 総会決議（案）について

### 2 東京都市議会議長会定例総会について

平成30年5月28日（月）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、各市議長紹介の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

- ア 会務報告
- イ 関東市議会議長会第2回理事会の会議結果について
- ウ 関東市議会議長会新支部長会議の会議結果について
- エ 平成30年度日中友好交流事業について
- オ 第221回東京都都市計画審議会の会議結果について

(2) 協議事項

- ア 各市提出議案について

3 全国市議会議長会定期総会について

平成30年5月30日（水）東京国際フォーラムにおいて開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞、祝電披露に続いて、表彰式が行われた。その後、議事に入り、次の報告を承認し、議案を決定した。

(1) 報告

- ア 一般事務及び会計報告
- イ 各委員会報告

(2) 議案

- ア 部会提出議案 27件
- イ 会長提出議案 地方創生及び地方分権改革の推進に関する決議  
地方税財源の充実確保に関する決議  
地方議会議員のなり手の確保に関する決議  
防災・減災対策の充実強化に関する決議  
東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

(3) 役員改選

4 東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会について

平成30年5月31日（木）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の議案を承認又は決定し、報告事項について説明がなされた。

(1) 議案

- ア 平成29年度東京都三多摩地区消防運営協議会経過報告
- イ 平成29年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出決算
- ウ 平成30年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出予算（案）

(2) 報告事項

ア 平成30年度東京消防庁主要事業について

5 東京都市議会議長会正副会長会議

平成30年7月23日（月）町田市役所において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第211回理事会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会各委員会合同会議の会議結果について

エ 公益財団法人東京都区市町村振興協会平成30年度定時評議員会の会議結果について

オ 北方領土の返還を求める都民会議 平成30年度第1回理事会及び通常総会の会議結果について

カ 全国市議会議長会第162回産業経済委員会の会議結果について

キ 平成30年東京市町村総合事務組合議会第1回臨時会の会議結果について

ク 全国市議会議長会第162回社会文教委員会の会議結果について

ケ 全国市議会議長会第212回理事会の会議結果について

コ 関東市議会議長会第1回支部長会議の会議結果について

サ 全国市議会議長会第162回建設運輸委員会の会議結果について

(2) 協議事項

ア 各市提出議案について

イ 都県提出議案について

ウ 東京都市議会議長会理事会及び8月定例総会の運営について

6 東京都市議会議長会定例総会について

平成30年8月10日（金）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、立川市議会議長紹介の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第211回理事会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会各委員会合同会議の会議結果について

エ 公益財団法人東京都区市町村振興協会平成30年度定時評議会の会議結果について

オ 北方領土の返還を求める都民会議平成30年度第1回理事会及び通常総会の会議結果について

カ 全国市議会議長会第162回産業経済委員会の会議結果について

キ 平成30年東京市町村総合事務組合議会第1回臨時会の会議結果について

ク 全国市議会議長会第146回地方財政委員会の会議結果について

ケ 全国市議会議長会第162回社会文教委員会の会議結果について

コ 全国市議会議長会第212回理事会の会議結果について

サ 全国市議会議長会第16回国と地方の協議の場等に関する特別委員会の会議結果について

シ 関東市議会議長会第1回支部長会議の会議結果について

(2) 協議事項

都県提出議案について

7 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 上級救命再講習

ア 目的 小金井市議会議員として、市民の不測の事態に際して適切な救命措置を行うことができるよう講習を受講するため

イ 派遣場所 小金井消防署

ウ 期 日 平成30年5月23日(水)

エ 派遣議員 斎藤康夫議員

(2) 東京河川改修促進連盟総会及び促進大会

ア 目的 東京都内の各市区町村が、国及び東京都に対して河川改修等治水事業について早期達成を要望するための会議に出席するため

イ 派遣場所 調布市グリーンホール

ウ 期 日 平成30年5月24日(木)

エ 派遣議員 全議員

(3) 庁舎建設予定地現地視察

ア 目 的 庁舎建設予定地の実態を把握するため。

イ 派遣場所 庁舎建設予定地

ウ 期 日 平成30年7月4日(水)

エ 派遣議員 全議員

(4) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会

ア 目 的 東京都三多摩地区の各市町村が共通の問題として、国及び東京都に道路建設事業について要請を行うための会議に出席するため

イ 場 所 東京自治会館

ウ 期 日 平成30年7月17日(火)

エ 議 員 坂井 えつ子 議員

(5) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会

ア 目 的 東京都三多摩地区の各市町村が共通の問題として、国及び東京都に下水道事業について要請を行うための会議に出席するため

イ 派遣場所 東京自治会館

ウ 期 日 平成30年7月31日(火)

エ 派遣議員 田頭 祐子 議員

(6) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会

ア 目 的 東京都三多摩地区の各市町村が共通の問題として、国及び東京都に上水道事業について要請を行うための会議に出席するため

イ 派遣場所 東京自治会館

ウ 期 日 平成30年8月2日(木)

エ 派遣議員 吹春 やすたか 議員

(7) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会陳情行動

ア 目 的 東京都三多摩地区の各市町村が、東京都に対して上下水道事業及び道路建設について、共通して改善を求めるための陳情行動に参加するため

イ 派遣場所 東京都議会議事堂

ウ 期 日 平成30年8月21日

エ 派遣議員 坂井 えつ子議員

(8) ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発キャンペーン

ア 目 的 ごみ非常事態宣言の周知、ごみ減量の協力の呼びかけ及びごみ減量啓発グッズを配布するため



イ 派遣場所 武蔵小金井駅の駅頭  
ウ 期 日 平成30年8月21日(火)  
エ 派遣議員 全議員

## 一部事務組合議会等活動状況報告

1 昭和病院企業団議会

選出議員 宮下誠議員 板倉真也議員

2 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 篠原ひろし議員

3 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 篠原ひろし議員

4 東京都後期高齢者医療広域連合議会

選出議員 河野律子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、平成30年5月12日から平成30年8月9日までに開催された各議会の報告である。

## 昭和病院企業団議会活動状況報告

### 1 企業団議会開催状況

平成30年8月1日（水） 平成30年第1回臨時会

### 2 会議の概要

平成30年8月1日（水） 平成30年第1回臨時会

行政報告3件及び議案1件を審議した。

#### (1) 行政報告

- 1 平成29年度 公立昭和病院取扱患者実績について
- 2 平成29年度 昭和病院企業団病院事業会計収支概況について
- 3 その他

公立昭和病院連携講演会（昭和病院企業団設立90周年記念事業）について  
以上3件については、いずれも了承した。

#### (2) 議案

議案第6号 昭和病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

平成30年5月18日（金） 平成30年第2回臨時会

### 2 会議の概要

平成30年5月18日（金） 平成30年第2回臨時会

正副議長選挙及び議案1件を審議した。

議長には深沢達也氏（武蔵野市選出）、副議長には福安徹氏（八王子市選出）を選出した。

第9号議案 東京都十一市競輪事業組合監査委員の選任について

小野高一氏（小平市選出）を選任することに同意した。

## 東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

平成30年5月18日（金） 平成30年第2回臨時会

### 2 会議の概要

平成30年5月18日（金） 平成30年第2回臨時会

正副議長選挙及び議案2件を審議した。

議長には篠原ひろし氏（小金井市選出）、副議長には林明裕氏（調布市選出）を選出した。

第10号議案 東京都六市競艇事業組合監査委員（議会議員のうちから選出する者）の選任につき同意を求めることについて

大西宣也氏（町田市選出）を選任することに同意した。

第11号議案 東京都六市競艇事業組合監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて

伊藤栄敏氏（調布市副市長）を選任することに同意した。

## 東京都後期高齢者医療広域連合議会活動状況報告

### 1 広域連合議会開催状況

平成30年7月31日（火） 平成30年第1回臨時会

### 2 会議の概要

平成30年7月31日（火） 平成30年第1回臨時会

議長及び副議長の選挙を実施した。

選挙第1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙

おく栄一氏（町田市選出）を選出した。

選挙第2号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

今井れい子氏（目黒区選出）を選出した。

広域連合長提出議案6件を審議した。

同意第1号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について  
長友貴樹氏（調布市長）を選任することに同意した。

同意第2号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について  
河村文夫氏（奥多摩町長）を選任することに同意した。

同意第3号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について  
三ツ木晴雄氏を選任することに同意した。

同意第4号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について  
福沢剛氏（練馬区選出）を選任することに同意した。

承認第2号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期  
高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条  
例の報告及び承認について

慎重審議の結果、承認することと決定した。

議案第10号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改  
正する条例

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

認第1号

平成29年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度小金井市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第2号

平成29年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎



認第3号

平成29年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第4号

平成29年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第5号

平成29年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

報告第6号

平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会に報告する。

平成30年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

## 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	2.8	9.6
(12.27)	(17.27)	(25.0)	(350.0)

### 備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示
- 2 早期健全化基準を（ ）内に表示

## 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0

### 備考

資金不足額がない場合は、「—」と表示

平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率

(単位：%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
132101	東京都	小金井市	— ※△10.99	— ※△12.71	2.8	9.6

※黒字の程度を負の数値で表記した。

標準財政規模（千円）		早期健全化基準	12.27	17.27	25.0	350.0
うち臨時財政対策債 発行可能額						
22,424,521	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※標準財政規模とは、その年度に収入されると推測される一般財源を全国統一のルールにより、計算した額である。

(1) 実質赤字比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{22,424,521 \text{ 千円}}$$

(2) 連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{22,424,521 \text{ 千円}}$$

■ 一般会計等に係る実質収支額

(単位：千円)

会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③-④)
一般会計(1)	42,754,891	40,118,080	2,636,811	171,644	2,465,167

■ 公営企業に係る特別会計の資金不足額等

(単位：千円)

特別会計名	歳入額 ①	歳出額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	解消可能資金不足額 ④	資金不足・剰余額 ⑤(③-④)
下水道事業特別会計(2)	1,426,251	1,361,557	64,694	0	64,694

■ 公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位：千円)

特別会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③-④)
国民健康保険特別会計	11,584,221	11,416,908	167,313	0	167,313
介護保険特別会計	7,764,387	7,625,589	138,798	0	138,798
後期高齢者医療特別会計	2,506,298	2,491,166	15,132	0	15,132
合計(3)	21,854,906	21,533,663	321,243	0	321,243

連結合計(1)+(2)+(3)	2,851,104
-----------------	-----------

## (3) 実質公債費比率

## ○ 分子

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
公債費充当一般財源等額 A	1,946,693	1,814,053	1,769,961
公債費（一般会計等）	2,740,471	2,671,973	2,680,454
特定財源    都市計画税	△793,778	△857,920	△910,493
公営企業債（下水道）の償還に充てたと認められる繰入金 B	107,073	101,351	96,960
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金 C	38,630	42,009	40,012
東京たま広域資源循環組合負担金	33,998	37,276	35,635
昭和病院企業団分担金	4,632	4,733	4,377
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの D	34,513	11,989	25,221
社会福祉法人が施設建設のため借り入れた借入金の償還に対する補助	0	0	0
その他これらに準ずると認められるもの（土地開発公社に対するもの）	34,513	11,989	25,221
一時借入金の利子 E	0	0	0
分子 合計 ① (A+B+C+D+E)	2,126,909	1,969,402	1,932,154

## ○ 分母

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
標準財政規模	21,721,553	22,589,941	22,424,521
標準税収入額等	21,721,553	22,589,941	22,424,521
普通交付税	0	0	0
臨時財政対策債発行可能額	0	0	0
分母 合計 ②	21,721,553	22,589,941	22,424,521



## ○ 分子・分母から控除するもの

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,258,694	1,262,660	1,280,192
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るもの)	46,350	43,329	41,029
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	60,760	53,987	51,165
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (準元利償還金に係るもの)	40,162	39,276	39,096
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金	6,117	6,154	5,900
控除 合計 ③	1,412,083	1,405,406	1,417,382

(単位：%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実質公債費比率 (単年度) (①-③) / (②-③)	3.51967	2.66230	2.45046
実質公債費比率 (3年平均)	3.1	3.0	2.8

※小数点第2位以下切捨て

## (4) 将来負担比率

## ○ 分子

(単位：千円)

一般会計等の地方債現在高 A	21,914,646
債務負担行為に基づく支出予定額 B	1,661,436
依頼土地の買い戻しに係るもの (土地開発公社)	1,621,436
その他	0
公営企業債 (下水道) の償還に充てる繰入金見込額 C	987,045
一部事務組合等の起こした地方債に充てる負担金見込額 D	133,460
東京たま広域資源循環組合負担金	70,624
昭和病院企業団分担金	62,836
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額 E	3,835,900
合計 ① (A+B+C+D+E)	28,532,487

○ 分子から控除するもの

(単位：千円)

充当可能基金 A	8,010,808
充当可能特定歳入見込額 B	7,399,183
都市計画税	7,399,183
公営住宅使用料	0
基準財政需要額算入見込額 C	11,097,024
合 計 ② (A+B+C)	26,507,015

○ 分母

(単位：千円)

標準財政規模 A	22,424,521
うち普通交付税	0
うち臨時財政対策債発行可能額	0
合 計 ③ (A)	22,424,521

○ 分母から控除するもの

(単位：千円)

算入公債費等 A	1,417,382
合 計 ④ (A)	1,417,382

分子 (①-②)	2,025,472 千円	=	将来負担比率	9.6%
分母 (③-④)	21,007,139 千円			

※小数点第2位以下切捨て

## 2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	— ※△4.8	20.0

※黒字の程度を負の数値で表記した。

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{なし}}{1,334,641 \text{ 千円}}$$

平成28年度決算に基づく26市健全化判断比率等一覧表

(単位：%)

団体名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
八王子市	— (11.25)	— (16.25)	△ 0.6	—	—
立川市	— (11.43)	— (16.43)	2.0	—	—
武蔵野市	— (11.41)	— (16.41)	△ 1.0	—	—
三鷹市	— (11.46)	— (16.46)	3.8	18.6	—
青梅市	— (12.00)	— (17.00)	2.2	5.3	—
府中市	— (11.25)	— (16.25)	2.6	—	—
昭島市	— (12.37)	— (17.37)	0.5	—	—
調布市	— (11.26)	— (16.26)	1.3	—	—
町田市	— (11.25)	— (16.25)	△ 1.3	—	—
小金井市	— (12.36)	— (17.36)	3.0	18.0	—
小平市	— (11.62)	— (16.62)	0.6	—	—
日野市	— (11.62)	— (16.62)	△ 1.1	17.3	—
東村山市	— (11.87)	— (16.87)	5.3	9.5	—
国分寺市	— (12.17)	— (17.17)	△ 1.4	—	—
国立市	— (12.73)	— (17.73)	△ 2.0	—	—
福生市	— (13.11)	— (18.11)	△ 2.7	—	—
狛江市	— (12.75)	— (17.75)	3.0	23.5	—
東大和市	— (12.68)	— (17.68)	△ 2.6	—	—
清瀬市	— (12.77)	— (17.77)	4.2	23.7	—
東久留米市	— (12.28)	— (17.28)	0.7	—	—
武蔵村山市	— (12.89)	— (17.89)	△ 0.7	—	—
多摩市	— (11.78)	— (16.78)	0.0	—	—
稲城市	— (12.63)	— (17.63)	1.3	47.9	—
羽村市	— (13.11)	— (18.11)	1.5	—	—
あきる野市	— (12.69)	— (17.69)	7.8	53.7	—
西東京市	— (11.48)	— (16.48)	△ 0.2	18.1	—
26市平均	—	—	0.7	—	—

## 【備考】

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率及び資金不足額がない場合は「—」と表記している。
- 2 ( ) 内の数値は、各団体の早期健全化基準（財政規模に応じ設定）である。
- 3 平均値は加重平均である。

議案第56号

平成30年度

小金井市

一般会計補正予算

(第2回)

## 平成30年度小金井市一般会計補正予算（第2回）

平成30年度小金井市の一般会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,984,398千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,055,951千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成30年8月30日提出

東京都小金井市長 西岡真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		千円 7,851,266	千円 3,476	千円 7,854,742
	2 国庫補助金	2,417,875	3,476	2,421,351
14 都支出金		7,025,547	12,083	7,037,630
	1 都負担金	1,858,232	650	1,858,882
	2 都補助金	4,226,122	10,387	4,236,509
	3 委託金	941,193	1,046	942,239
15 財産収入		21,711	2,856	24,567
	1 財産運用収入	3,560	2,856	6,416
16 寄附金		1,968	6	1,974
	1 寄附金	1,968	6	1,974
17 繰入金		1,442,096	652	1,442,748
	2 特別会計繰入金	0	652	652
18 繰越金		500,000	1,965,167	2,465,167
	1 繰越金	500,000	1,965,167	2,465,167
19 諸収入		219,392	158	219,550
	5 雑収入	178,783	158	178,941
歳入合計		44,071,553	1,984,398	46,055,951

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 3,533,710	千円 1,811,219	千円 5,344,929
	1 総 務 管 理 費	2,716,296	1,809,799	4,526,095
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	252,077	1,420	253,497
3 民 生 費		20,083,224	110,109	20,193,333
	1 社 会 福 祉 費	7,102,806	102,609	7,205,415
	2 児 童 福 祉 費	9,467,955	7,500	9,475,455
4 衛 生 費		4,254,015	867	4,254,882
	1 保 健 衛 生 費	1,011,170	866	1,012,036
	2 清 掃 費	3,242,845	1	3,242,846
8 土 木 費		8,095,933	5,259	8,101,192
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,283,838	233	2,284,071
	4 都 市 計 画 費	5,564,319	5,026	5,569,345
9 消 防 費		1,503,903	695	1,504,598
	1 消 防 費	1,503,903	695	1,504,598
10 教 育 費		3,282,534	2,926	3,285,460
	1 教 育 総 務 費	713,779	2,242	716,021
	5 保 健 体 育 費	351,222	684	351,906
13 予 備 費		157,115	53,323	210,438
	1 予 備 費	157,115	53,323	210,438
歳 出 合 計		44,071,553	1,984,398	46,055,951

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
第5次基本構想・前期基本 計画策定支援委託料	平成31年度 ～平成32年度	13,422千円
婦人会館耐震補強工事監理 委託料	平成30年度 ～平成31年度	1,357千円
婦人会館耐震補強工事	平成30年度 ～平成31年度	39,018千円



議案第56号資料1

平成30年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第2回)



# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		千円 7,851,266	千円 3,476	千円 7,854,742
	2 国庫補助金	2,417,875	3,476	2,421,351
14 都支出金		7,025,547	12,083	7,037,630
	1 都負担金	1,858,232	650	1,858,882
	2 都補助金	4,226,122	10,387	4,236,509
	3 委託金	941,193	1,046	942,239
15 財産収入		21,711	2,856	24,567
	1 財産運用収入	3,560	2,856	6,416
16 寄附金		1,968	6	1,974
	1 寄附金	1,968	6	1,974
17 繰入金		1,442,096	652	1,442,748
	2 特別会計繰入金	0	652	652
18 繰越金		500,000	1,965,167	2,465,167
	1 繰越金	500,000	1,965,167	2,465,167
19 諸収入		219,392	158	219,550
	5 雑収入	178,783	158	178,941
歳入合計		44,071,553	1,984,398	46,055,951

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,533,710	千円 1,811,219	千円 5,344,929
	1 総務管理費	2,716,296	1,809,799	4,526,095
	3 戸籍住民基本台帳費	252,077	1,420	253,497
3 民生費		20,083,224	110,109	20,193,333
	1 社会福祉費	7,102,806	102,609	7,205,415
	2 児童福祉費	9,467,955	7,500	9,475,455
4 衛生費		4,254,015	867	4,254,882
	1 保健衛生費	1,011,170	866	1,012,036
	2 清掃費	3,242,845	1	3,242,846
8 土木費		8,095,933	5,259	8,101,192
	2 道路橋りょう費	2,283,838	233	2,284,071
	4 都市計画費	5,564,319	5,026	5,569,345
9 消防費		1,503,903	695	1,504,598
	1 消防費	1,503,903	695	1,504,598
10 教育費		3,282,534	2,926	3,285,460
	1 教育総務費	713,779	2,242	716,021
	5 保健体育費	351,222	684	351,906
13 予備費		157,115	53,323	210,438
	1 予備費	157,115	53,323	210,438
歳出合計		44,071,553	1,984,398	46,055,951

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
7,249		69	1,803,901
5,829		69	1,803,901
1,420			
		13	110,096
		13	102,596
			7,500
650		1	216
650			216
		1	
5,277		1	△19
			233
5,277		1	△252
			695
			695
2,383		158	385
2,122			120
261		158	265
			53,323
			53,323
15,559		242	1,968,597

2 歳入

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 総務費国庫補助金	千円 34,271	千円 1,420	千円 35,691	1 総務管理費補助金	千円 1,420
4 土木費国庫補助金	2,090,717	2,056	2,092,773	1 都市計画費補助金	2,056

款 14 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 衛生費都負担金	千円 1,574	千円 650	千円 2,224	1 保健衛生費負担金	千円 650

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 衛生費都補助金	千円 63,754	千円 2,333	千円 66,087	1 保健衛生費補助金	千円 2,333
5 商工費都補助金	22,315	4,627	26,942	1 商工費補助金	4,627
6 土木費都補助金	1,199,094	2,090	1,201,184	2 都市計画費補助金	2,090
7 教育費都補助金	14,414	1,337	15,751	1 教育費補助金	1,337

説	明	千円
2 個人番号カード交付事務費補助金 (個人番号カード交付事務費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(市民課)	1,420
1 社会資本整備総合交付金 (社会資本整備総合交付金交付要綱) 補助率 1/2	(まちづくり推進)	2,056

説	明	千円
3 予防接種健康被害救済措置負担金 (予防接種法第26条、第27条、予防接種健康被害者救済措置に係る都 負担(補助)金交付要綱) 負担率 3/4	(健康課)	650

説	明	千円
1 医療保健政策区市町村包括補助事業補助金 (医療保健政策区市町村包括補助事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(健康課)	2,333
4 観光まちづくり推進支援事業費補助金 (東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(経済課)	4,627
9 戸建住宅等耐震化促進事業補助金 (東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱) 補助率 1/2	(まちづくり推進)	2,090
6 スポーツ振興等事業費補助金 (スポーツ振興等事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(生涯学習課)	261

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7 教育費都補助金	千円	千円	千円		千円

款 14 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5 教育費委託金	千円 7,929	千円 1,046	千円 8,975	1 教育費委託金	千円 1,046

款 15 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 利子及び配当金	千円 271	千円 2,840	千円 3,111	1 利子及び配当金	千円 2,840
3 基金運用収入	145	16	161	1 基金運用収入	16



説	明	千円
9 スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金 (スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(指 導 室)	876
10 特別支援学級の専門性向上事業に伴う条件整備補助金 (特別支援学級の専門性向上事業に伴う条件整備補助金交付要綱) 補助率 10/10	(指 導 室)	200

説	明	千円
6 東京都道徳教育推進拠点校事業委託金 (東京都道徳教育推進拠点校事業設置要項、東京都道徳教育推進拠点校事業費支払基準)	(指 導 室)	191
7 プログラミング教育推進事業委託金 (プログラミング教育推進校事業実施要項)	(指 導 室)	500
8 人権尊重教育推進事業委託金 (人権尊重教育推進校設置要綱、人権尊重教育推進校事業費支払基準)	(指 導 室)	355

説	明	千円
1 財政調整基金利子	(財 政 課)	69
4 地域福祉基金利子	(地 域 福 祉 課)	8
5 環境基金利子	(ごみ対策課) △	15
12 株式会社ジェイコム東京株式配当金	(企 画 政 策 課)	2,778
4 環境基金運用収入 (小金井市環境基金条例第5条)	(ごみ対策課)	16

款 16 寄 附 金

項 1 寄 附 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
2 土木費寄附金	967	1	968	2 緑化事業寄附金	1
3 民生費寄附金	0	5	5	1 地域福祉事業寄附金	5

款 17 繰 入 金

項 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
1 介護保険特別会計繰入金	0	14	14	1 介護保険特別会計繰入金	14
2 後期高齢者医療特別会計繰入金	0	638	638	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	638

款 18 繰 越 金

項 1 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
1 繰 越 金	500,000	1,965,167	2,465,167	1 前年度繰越金	1,965,167

款 19 諸 収 入

項 5 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
6 雑 入	164,720	158	164,878	1 雑 入	158

説	明	千円
1 緑化事業寄附金	(環境政策課)	1
1 地域福祉事業寄附金	(地域福祉課)	5

説	明	千円
1 介護保険特別会計繰入金	(財政課)	14
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	(財政課)	638

説	明	千円
1 前年度繰越金	(財政課)	1,965,167

説	明	千円
79 民間体育施設使用料	(生涯学習課)	158

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 文書管理費	541,933	2,333	544,266	2,333		
				2,333		
8 企画調整費	47,799	2,667	50,466			
9 市民施設費	78,644	484	79,128			
10 市民文化費	301,088	4,246	305,334	3,496		
					25	
				3,471		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	13 委託料	2,333	6 基幹系システムに要する 経費 (情報システム課) 2,333 13 委託料 ( 2,333) 基幹系システム修正委託料 (医療 助成・心身障害者助成対象拡大対 応分) 2,333
2,667			
2,667	8 報償費	123	1 企画・調整に要する経費 (企画政策課) 2,667 8 報 償 費 ( 123) 長期総合計画ワークショップ保育 士謝礼 10 長期総合計画ワークショップ手話 通訳者謝礼 17 長期総合計画ワークショップ運営 スタッフ謝礼 96 11 需 用 費 ( 65) 消 耗 品 費 65 13 委 託 料 ( 2,479) 第5次基本構想・前期基本計画策 定支援委託料 2,479
	11 需用費 1 消耗品費	65 65	
	13 委託料	2,479	
484			
484	13 委託料	484	4 東小金井駅開設記念会館 の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 484 13 委 託 料 ( 484) 清掃委託料その2 484
750			
750	8 報償費	490	3 文化振興に要する経費 (コミュニティ文) 750 13 委 託 料 ( 750) 芸術文化振興計画推進事業運営委 託料 750
	11 需用費 1 消耗品費 5 印刷製本費	870 454 416	
26	12 役務費 5 手数料 6 その他の役務費	782 702 80	6 はけの森美術館の運営に 要する経費 (コミュニティ文) 51 13 委 託 料 ( 51) 美術館オリジナルグッズ制作委託 料 51
△ 26	13 委託料	2,104	8 はけの森美術館事業に要 する経費 (コミュニティ文) 3,445 8 報 償 費 ( 490) ワークショップ等講師謝礼 480 美術館事業協力者謝礼 10

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10 市民文化費						
11 財政調整基金費	90	1,000,069	1,000,159			69
						69
13 庁舎建設基金費	114	800,000	800,114			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			11 需用費 ( 870) 消耗品費 454 印刷製本費 416 12 役務費 ( 782) 広告料 702 英語版施設利用案内翻訳料 80 13 委託料 ( 1,303) デザイン編集委託料 1,033 写真原版作製委託料 270
1,000,000			
1,000,000	25 積立金	1,000,069	1 財政調整基金積立金 (財政課) 1,000,069
			25 積立金 ( 1,000,069) 財政調整基金積立金 (積立元金) 1,000,000 財政調整基金積立金 (積立利子) 69
800,000			
800,000	25 積立金	800,000	1 庁舎建設基金積立金 (管財課) 800,000
			25 積立金 ( 800,000) 庁舎建設基金積立金 (積立元金) 800,000

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	252,077	1,420	253,497	1,420		
				1,420		



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	7 賃金	1,420	3 住民基本台帳事務に要する経費 (市 民 課) 1,420 7 賃 金 ( 1,420) 個人番号カード交付窓口対応等事務補助員賃金 1,420

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	905,309	46	905,355			
2 障害者福祉費	1,897,433	1,441	1,898,874			
7 国民健康保険事業費	1,280,120	1,109	1,281,229			
8 介護保険事業費	1,284,000	0	1,284,000			
9 地域福祉基金費	47	100,013	100,060			13
						13

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
46			
5	12 役務費 1 郵便料	5 5	22 心身障害者医療受給者証 更新事務に要する経費 (自立生活支援課) 5
41	23 償還金利子及び割引料	41	12 役 務 費 ( 5) 郵 便 料 5
			31 返還金・還付金 ( ) 41
			(1) 自立生活支援課関係経費 41
			23 償還金利子及び割引料 ( 41) 平成29年度特別障害者手当等国 庫負担金返還金 41
1,441			
1,321	8 報償費	120	13 その他事務に要する経費 (自立生活支援課) 1,321
	11 需用費 1 消耗品費 5 印刷製本費	1,321 187 1,134	11 需 用 費 ( 1,321) 消 耗 品 費 187 印 刷 製 本 費 1,134
120			28 地域自立支援協議会運営 に要する経費 (自立生活支援課) 120
			8 報 償 費 ( 120) 地域自立支援協議会委員謝礼 120
1,109			
1,109	28 繰出金	1,109	1 国民健康保険特別会計繰 出金 (財 政 課) 1,109
			28 繰 出 金 ( 1,109) 職員給与費等繰出金 1,109
	28 繰出金	0	1 介護保険特別会計繰出金 (財 政 課) 0
			28 繰 出 金 ( 0) 介護給付費繰出金 447 職員給与費等繰出金 △ 447
100,000			
100,000	25 積立金	100,013	1 地域福祉基金積立金 (地 域 福 祉 課) 100,013
			25 積 立 金 ( 100,013) 地域福祉基金積立金 (積立元金) 100,005 地域福祉基金積立金 (積立利子) 8

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 保育園費	1,061,728	7,500	1,069,228			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
7,500			
7,500	1 報酬	7,500	3 保育園運営に要する経費 (保 育 課) 7,500
			1 報 酬 ( 7,500)
			保育士補助業務非常勤嘱託職員報酬 7,500

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 予防接種費	265,863	866	266,729	650		
				650		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
216			
216	22 補償補填及び賠償金	866	5 その他予防接種事務に要する経費 (健康課) 866
			22 補償補填及び賠償金 (866) 予防接種健康被害救済措置費 866

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 環境基金費	200,134	1	200,135			1
						1



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	25 積立金	1	1 環境基金積立金 (ごみ対策課) 1
			25 積立金 ( 1)
			環境基金積立金 (積立利子) 1

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 交通安全対策費	1,263,553	233	1,263,786			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
233			
233	14 使用料及び賃借料	233	3 自転車対策に要する経費 (交通対策課) 233
			14 使用料及び賃借料 ( 233)
			自転車駐車場・保管所土地等借上料 233

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 都市計画総務費	4,092,254	4,112	4,096,366	4,146		
				4,146		
5 公園緑地費	259,036	913	259,949	1,131		
				1,131		
7 みどりと公園基金費	7	1	8			1
						1

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 34			
△ 34	13 委託料	162	9 木造住宅耐震助成に要する経費 (まちづくり推進) 4,112
	19 負担金補助及び交付金	3,950	13 委託料 (162) 耐震化リーフレット配布委託料 162 19 負担金補助及び交付金 (3,950) 木造住宅耐震診断助成金 950 木造住宅耐震改修助成金 3,000
△ 218			
△ 218	13 委託料	913	7 美術の森緑地維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 913 13 委託料 (913) 美術の森緑地管理委託料その2 913
	25 積立金	1	1 みどりと公園基金積立金 (環境政策課) 1 25 積立金 (1) みどりと公園基金積立金 (積立元金) 1

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 非常備消防費	82,741	264	83,005			
-3 災害対策費	50,572	431	51,003			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
264			
264	11 需用費 10 修繕料	262 262	1 消防施設維持管理に要する経費 (地域安全課) 264
	14 使用料及び賃借料	2	11 需用費 (262) 修繕料 262 14 使用料及び賃借料 (2) 貯水槽土地借上料 2
431			
431	11 需用費 10 修繕料	431 431	1 災害対策に要する経費 (地域安全課) 431
			11 需用費 (431) 修繕料 431

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育指導費	186,505	2,242	188,747	2,122		
				1,922		
				200		



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
120			
120	7 賃金	1,006	20 その他教育指導等に要する経費 (指 導 室) 2,042
	8 報償費	680	7 賃 金 ( 1,006)
	11 需用費	351	スクール・サポート・スタッフ臨時職員賃金 996
	1 消耗品費	285	人権尊重教育推進補助員賃金 10
	5 印刷製本費	66	8 報 償 費 ( 680)
	18 備品購入費	200	東京都道徳教育推進拠点校事業講師謝礼 72
	19 負担金補助及び交付金	5	プログラミング教育推進事業講師謝礼 500
			人権尊重教育推進事業講師謝礼 108
			11 需 用 費 ( 351)
			消耗品費 285
			印刷製本費 66
			19 負担金補助及び交付金 ( 5)
			人権尊重教育等研究会参加負担金 5
			23 特別支援教育に要する経費 (指 導 室) 200
			18 備品購入費 ( 200)
			維持管理機器類 200

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	65,217	684	65,901	261		158
				261		158

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
265			
59	11 需用費 1 消耗品費	47 47	7 その他社会体育事務等に 要する経費 (生涯学習課) 59
	12 役務費 1 郵便料 3 保険料	61 2 59	12 役 務 費 ( 59) 傷害保険料 59
206	18 備品購入費	389	9 民間体育施設開放に要す る経費 (生涯学習課) 625
	19 負担金補助及び交 付金	187	11 需 用 費 ( 47) 消耗品費 47 12 役 務 費 ( 2) 郵 便 料 2 18 備品購入費 ( 389) 体育・音楽・保育機器類 389 19 負担金補助及び交付金 ( 187) 民間体育施設開放事業負担金 187

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	157,115	53,323	210,438			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 53,323		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 未 手 当	勤 勉 手 当	その他 の手当	計			
補正後	長 等	4		37,953	14,992		5,964	58,909	9,112	68,021
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	54,220	254,515
	その他	1,269	830,426					830,426	108,354	938,780
	計	1,297	974,006	37,953	71,707		5,964	1,089,630	171,686	1,261,316
補正前	長 等	4		37,953	14,992		5,964	58,909	9,112	68,021
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	54,220	254,515
	その他	1,264	822,926					822,926	108,354	931,280
	計	1,292	966,506	37,953	71,707		5,964	1,082,130	171,686	1,253,816
比較	長 等									
	議 員									
	その他	5	7,500					7,500		7,500
	計	5	7,500					7,500		7,500

その他の手当は、退職手当5,554千円及び通勤手当410千円である。

債務負担行為の見込み及び翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額及び当該年度以降にわたるものについての前年度末までの調書補正額

(単位:千円)

事 項	限 度 額	平成29年度及び以降にわたるもの		平成30年度以降の 支出予定額	左の財源内訳			一 般 財 源
		支 出 期 間	支 出 金 額		特 定 財 源			
					支 出 期 間	支 出 金 額	国 都 支 出 金	
第5次基本構想・前期基本計画策定支援委託料	13,422			平成31年度 ～平成32年度	13,422			13,422
婦人会館耐震補強工事監理委託料	1,357			平成30年度 ～平成31年度	1,357			1,357
婦人会館耐震補強工事	39,018			平成30年度 ～平成31年度	39,018			39,018

議案第56号資料2

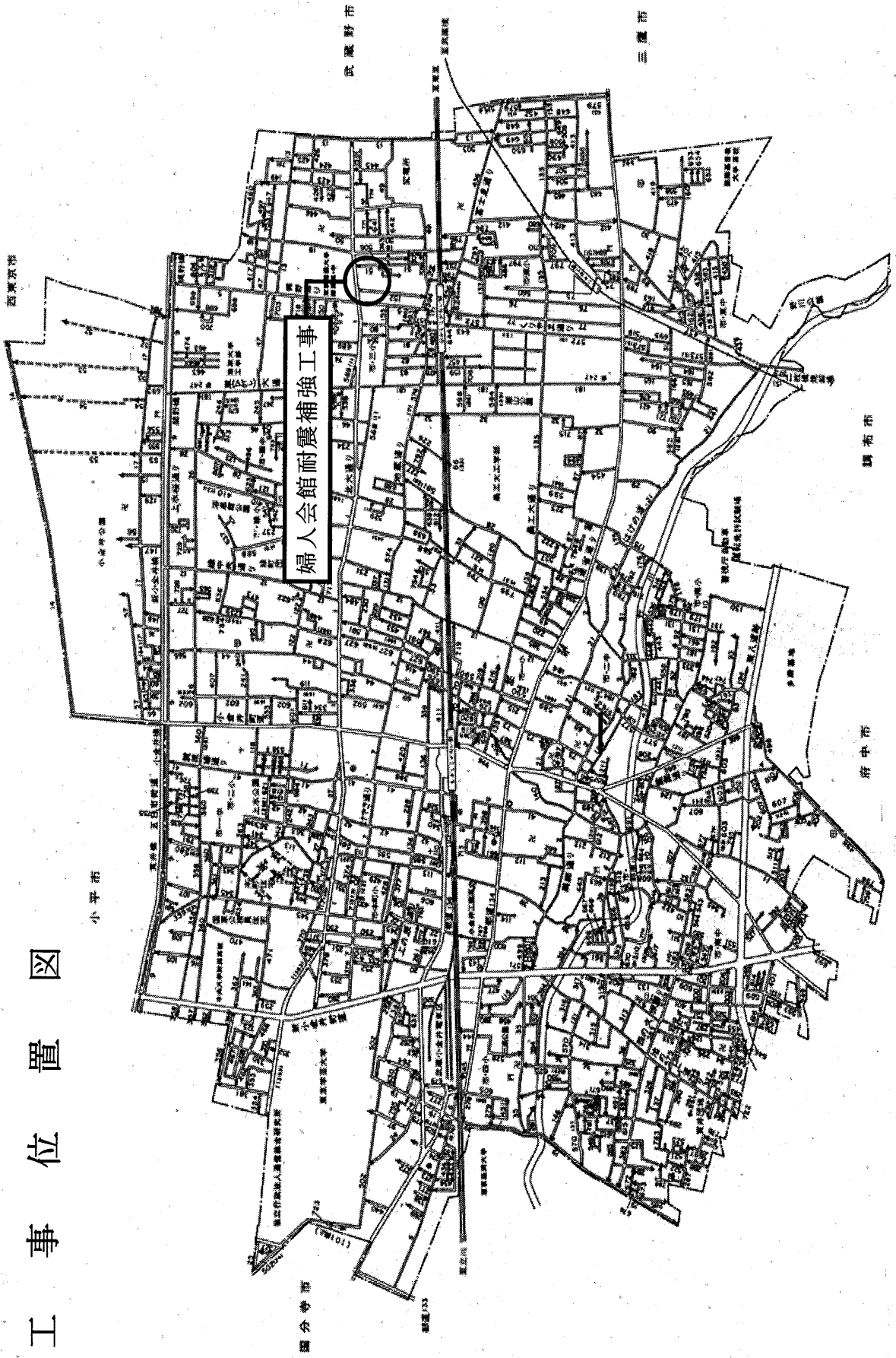
平成30年度 基金現在高調へ

NO	基金名	区分	平成29年度現在 (A)	平成30年度当初予 (B)	予算補正状況			補正後額 (D)	平成30年度予定額 (E)	平成30年度末高見込額 (F)=(A)+(D)-(E)
					第1回 6月	第2回 9月	補正額 (C)			
1	財政調整基金	元金 利息 計	2,607,714	90 90	1,000,000 69 1,000,069	1,000,000 69 1,000,069	1,000,000 159 1,000,159	770,000 770,000	2,837,873	
2	職員退職手当基金	元金 利息 計	9,415	1 1			1 1		9,416	
3	庁舎建設基金	元金 利息 計	1,900,538	100,000 114 100,114	△ 100,000 800,000	700,000 700,000	800,000 114 800,114		2,700,652	
4	地域福祉基金	元金 利息 計	670,177	47 47	100,005 8 100,013	100,005 8 100,013	100,005 55 100,060	13,000 13,000	757,237	
5	環境基金	元金 利息 計	1,869,986	200,000 134 200,134		1 1	200,000 135 200,135	600,000 600,000	1,470,121	
6	都市再開発整備基金	元金 利息 計	3,028	1 1			1 1		3,029	
7	みどり公園基金	元金 利息 計	9,734	2 2	5 5	6 6	6 2 8	7,296 7,296	2,446	
8	市営住宅整備基金	元金 利息 計	55,919	3,305 6 3,311			3,305 6 3,311	1,800 1,800	57,430	
9	教育施設整備基金	元金 利息 計	187,904	59,223 19 59,242			59,223 19 59,242	50,000 50,000	197,146	
10	土地開発基金	元金 利息 計	65	1 1			1 1		66	
合	計	元金 利息 計	7,314,480	362,528 415 362,943	△ 99,995 0 △ 99,995	1,800,011 78 1,800,089	2,162,539 493 2,163,032	1,442,096 0 1,442,096	8,035,416	

(単位:千円)



工事位置図



議案第56号資料4

第5次基本構想・前期基本計画策定事業概要

1 事業目的

第4次基本構想・後期基本計画が平成32年度末で終了することに伴い、市民のしあわせ増進を実現する取組の指針となる新たな第5次基本構想・前期基本計画（平成33年度（2021年度）～平成42年度（2030年度））を策定する。

2 事業スケジュール（案）

	H30年度(2018年度)			H31年度(2019年度)									H32年度(2020年度)									議会 上程	策定	周知							
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6				7	8	9	10	11	12	1
芸術文化振興計画推進事業																															
ワークショップ(ワールドカフェ)																															
討議要綱の策定																															
将来像の検討(子ども懇談会)																															
長期計画審議会																															
パブリックコメント																															
その他市民参加(4種類)																															

3 平成30年度 of 主な事業概要

(1) 市民参加事業

ア 芸術文化振興計画推進事業

コミュニティ文化課が小学校と連携して実施する事業。未来を担う子どもたちに、アートを通じて計画策定に参加をしてもらう。（詳細は議案第56号資料6を参照）

イ ワークショップ（ワールドカフェ）

(ア) 開催目的 市民の意見や発想を広く聴取するため

(イ) 開催時期 平成30年12月頃

(ウ) 対象 現在実施している市民意向調査で参加を希望した市民、運営スタッフ及び市職員の計50～60人

(2) 討議要綱の策定

「討議要綱」とは、策定の考え方や主な論点などを整理したものであり、(1)や現在実施している市民意向調査の結果などを基に、庁内検討を経て平成31年3月に策定する予定である。

4 予算

(1) ワークショップ(ワールドカフェ)保育士、手話通訳者、 運営スタッフ謝礼	1 2 3 千円
(2) 第5次基本構想・前期基本計画策定支援委託料	2, 4 7 9 千円
※ 債務負担行為（平成31年度から平成32年度まで）	1 3, 4 2 2 千円
(3) 消耗品	6 5 千円

## 婦人会館耐震補強工事

### 1 工事件名

婦人会館耐震補強工事

### 2 工事目的

平成28年度に婦人会館の耐震診断を実施した結果、婦人会館1階及び2階の強度に不足が生じていることが判明したため、所要の改修工事を行うとともに、工事監理を委託する。

### 3 工事箇所

小金井市梶野町五丁目10番32号

### 4 工事内容

- (1) 耐震補強工事（耐震壁設置、既存開口閉塞、CB壁頂部補強等）
- (2) 階段改修工事
- (3) 建具改修工事
- (4) トイレ改修工事
- (5) 旧消防団和室取壊し及び間仕切り壁撤去工事
- (6) 上記に伴う、内外装改修工事及び機械、電気設備等の改修工事

### 5 予算額

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| (1) 婦人会館耐震補強工事監理委託料 | 1,357千円  |
| (2) 婦人会館耐震補強工事      | 39,018千円 |

### 6 その他

平成30年度から平成31年度までの債務負担行為とする。

小金井市芸術文化振興計画推進事業（学校連携事業）概要

1 目的

第5次基本構想・前期基本計画の策定に当たり、芸術文化振興計画推進事業が連携する狙いは、様々な世代の方、特に次世代を担う子どもたちや若者の参加により、未来に責任を持った計画を策定していくことを目的とするためである。このことから、芸術文化振興計画推進事業において行っている市立小学校との学校連携事業に本年度は「未来」というテーマを課し、子どもたちが現在の小金井の暮らしを見つめながら、大人になったときの未来を想像し、様々な手法により作品を創り上げる。その制作の過程や、子どもたちが考えたこと、また完成させた作品を、計画づくりに携わる全ての人たちへのメッセージと捉え、将来像等にかかしていくことを目的としている。

2 学校連携事業実施に当たっての趣旨

「未来」という漠然としたテーマに向かって、子どもたちに、いきなり絵を描く、造形をする等の具体的な課題を与えるのではなく、子どもたち自身の視線からまず「今」の暮らしを見つめ直し、そこから、周りの大人たちへ自分たちが暮らしていなかった「過去」の暮らしの記憶のリサーチ等を行う。それらを通して、自分たちの「未来」の小金井は、こんなまちかもしれない、こんなまちだったらいいなというイメージを思い浮かべるワークショップを行っていく。これらの活動を通し小金井の新しい魅力を発見し、未来を作っていく次世代の子どもたちに小金井というまちへの愛着を深め、このまちとの出会いと暮らしをもう一度考える場としていき、その後の造形等の作品作りにいかしていく。

3 授業プログラム案

- (1) リサーチプログラム：今を生きる子どもたちが身の回り、暮らし、小金井をリサーチする。
  - ・ 自分たちの暮らしているまちを社会科のリサーチとは違った目線で見歩いてみる。
  - ・ リサーチ+インタビュー：小金井のまちの人の記憶を聞く、街の資源からヒントを得る。
- (2) リサーチを踏まえたビジョンを考えるプログラム：出会った小金井のまちについて話しあい、造形表現、物語などを用いて、未来について表現する。
  - ・ 未来の小金井をテーマに作品を作る。  
それぞれのプログラムにアーティストや専門家を招き、ビジョンの造形化を進める。
- (3) 記録の作成  
活動プロセス、成果の展示、作品の記録を作成する。

4 その他

表現の方法については、各校の子どもたちの状況を考慮し、図工専科の教諭との打合せを経て決定する。

## 議案第56号資料7

## 小金井市立はけの森美術館一帯にかかる観光促進事業概要

## 1 目的

はけの森美術館一帯には、美術館と附属喫茶棟、美術の森緑地、茶室があるものの、一帯のロケーションとして統一した活用がなされていなかった。しかし、平成29年度から附属喫茶棟の運営事業者と協定を締結し、美術館との相互の協力体制をスタートさせ、一帯のロケーション活用に踏み出したところである。一帯の恵まれたロケーションを有効活用し、大人が半日をゆったり過ごせる都会の隠れ家、オアシスとしての観光促進を行い、展覧会を含め認知度の向上を図り、来場者の増に繋げる。

## 2 事業内容

## (1) 施設整備事業

美術の森緑地の湧水池からはけの小路へと続く水路や、石橋が崩落しており、緑地内の動線が滞り回遊が困難な状況となっていることから、補修を実施し緑地内を安全に回遊できるよう維持管理を図る。

## (2) 広報・PR事業

はけの森美術館は、今年で市立美術館となってから12年目となるが、立地条件等もあり認知度としてあまり高くないことが課題となっている。美術館展覧会の広報活動を充実させ、展覧会に足を運んでもらうことにより、美術の森緑地のロケーションや、附属喫茶棟での飲食を楽しむことをアピールし、一帯の観光促進に繋げる。

また、近年外国人の来館者も増えており、要望のある英語版施設案内を作成し、外国人来館者への対応に備える。

## 3 実施内容（予定）

- ・ 展覧会広報の充実（新聞・雑誌・インターネットへの広告掲載等）
- ・ 英語版施設案内の作成
- ・ はけの森美術館来館促進グッズの作成、オリジナルグッズ制作の充実
- ・ 休館中の教育普及活動（ワークショップ等）の開催

## 4 補正予算措置（歳出）

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| ・ はけの森美術館の運営に要する経費 | 51千円    |
| ・ はけの森美術館事業に要する経費  | 3,445千円 |
| ・ 美術の森緑地維持管理に要する経費 | 913千円   |

木造住宅耐震化助成事業の拡充について

1 背景

本市の耐震化の取組として、平成 26 年 3 月に小金井市耐震改修促進計画の改定を行い、住宅の耐震化率については、平成 32 年度までに 95%以上とする目標を掲げ、国及び東京都においても平成 32 年に 95%、平成 37 年に耐震性のない住宅をおおむね解消することを目標としている。

この目標を達成すべく、本市では木造住宅耐震化助成事業に加え、町会・自治会への啓発チラシの配布などの啓発活動を継続的に行ってきたが、平成 29 年度末の住宅耐震化率は推計で 85.6%、木造住宅耐震化助成実績も平成 29 年度の耐震診断 6 件、耐震改修 1 件と伸び悩み、目標の達成に向けたさらなる促進策が求められる状況となっている。

このような中、全国的な耐震化率の伸び悩みを受け、国及び東京都において「目標達成に向けた集中的な支援による大幅な加速化が必要な状況」との考えにより、平成 30 年度から住宅の耐震化を総合的に支援するメニューが創設された。この新たな支援メニューは、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、所有者に対する積極的な取組を行う区市町村を対象に財政的支援を行うこととしている。

本市においても、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、国及び東京都における新たな支援メニューを活用して耐震化助成事業を拡充し、住宅の耐震化率の向上を図る。

2 助成額の拡充

木造住宅耐震診断及び耐震改修における住宅所有者の経済的負担を軽減するため、国費及び都費を活用し助成額を拡充する。

(1) 木造住宅耐震診断助成

項 目	現 行	改正後
助 成 範 囲	耐震診断費の 2 / 3	耐震診断費の 2 / 3
助成上限額	5 万円	8.8 万円
補 助 率	国費 1 / 2、市費 1 / 2	国費 1 / 2、都費 1 / 4、市費 1 / 4
負 担 額	国・市 2.5 万円	国 4.4 万円、都・市 2.2 万円
予 算 額 (25 件分)	125 万円	220 万円

(2) 木造住宅の耐震改修助成

項 目	現 行	改正後
助成範囲	耐震改修工事費の1/3	耐震改修工事費の1/2
助成上限額	30万円	60万円
補助率	国費1/2、市費1/2	国費1/2、都費1/4、市費1/4
負担額	国・市15万円	国30万円、都・市15万円
予算額 (10件分)	300万円	600万円

3 今後の進め方

事業スケジュール

平成30年10月上旬

- ・ 改正要綱の施行
- ・ 小金井市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを市ホームページで公表
- ・ 市報及び市のホームページにより補助制度の周知

平成30年10月以降

- ・ 市内南部地区の全戸建住宅を対象にポスティングを実施  
(※ 北部地域は平成31年度実施予定)

平成30年12月

- ・ 東京都と各市により改修事業者等の技術向上を図る講習会を共同実施

平成31年2月

- ・ 住宅相談会等で広く耐震化の必要性について普及・啓発を実施

議案第 5 6 号資料 9

指導室補正予算 東京都補助・委託事業概要

1 東京都補助事業概要

事業及び限度額	目的	取組内容	補助率	対象校	補正予算額 (千円)				合計
					07 貸金	08 報償費	11 需用費	18 備品購入費	
スクール・サポート・スタッフ配置支援事業 497,760円/校	教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、授業準備等をサポートする人材を配置する。	東京都教育委員会が実施する教員の負担軽減を目的とするスクール・サポート・スタッフの配置事業について、市内2校の小学校に臨時的任用職員を配置する。 【配置予定期間】平成30年10月～平成31年3月 【配置予定校及び人数】 (1) 二小 : 1人 (2) 前原小 : 1人 【配置日数等】週3日、6時間/日	10/10 (除: 交通費)	二小 前原小	996	0	0	0	996
特別支援学級の専門性向上事業に伴う条件整備補助事業 200,000円/校	都立特別支援学校のセクシー機能を活用して、計画的・継続的に特別支援学級への支援を行い、特別支援学級の専門性向上を図る事業(特別支援学級の専門性向上事業の実施に伴い、事業実施の条件整備を行う。	特別支援学級の専門性向上事業に伴う条件整備補助事業により、教材等の物品購入を行う。 【取組に係る蔵出】 ・大型テレビ購入(教材等を大型テレビに映すことによる視覚的な支援等を行う。)	10/10	一小	0	0	0	200	200
合計					996	0	0	200	1,196



2 東京都委託事業概要

事業及び限度額	目的	取組内容	補助率	対象校	補正予算額 (千円)				合計
					07 賃金	08 報償費	11 需用費	19 負担金補助及び交付金	
東京都道徳教育推進拠点校事業 200,000円/校	学習指導要領等の一部改正による『特別の道徳』の実施に向けて指導内容等の先行実施を行うなど、道徳教育的に取り組む中核的な役割を担う学校として、東京都道徳教育推進拠点校を設置する。	『特別の道徳 道徳』の指導内容に基づいた「考える道徳」、「議論する道徳」の授業の実現に向けた指導を実施する。 「生徒の変容の捉えと評価のあり方・別葉の作成」を研究テーマとし、以下の内容に取り組み。 ①生徒の変容の捉え方と評価の在り方について、ワークシートの蓄積と記述分析による変容の見取り。 ②自己評価欄の設定による変容の見取り。 ③適切な評価の在り方について、年間計画との兼ね合いを踏まえ、効果的なタイミングで学期ごとに実施する。 ④近隣小中学校教員と情報交換・研究協議を行い、研究の内容等について発信する。 【取組に係る歳出例】 ・ 講演会、公開授業配布資料の作成費 ・ 校内研究講師謝礼	10/10	緑中	0	72	119	0	191
プログラミング教育推進校事業 500,000円/校	都教委は、市教委が小中学校におけるプログラミング教育を推進するに当たり、支援団体及び企業と連携し、効果的な連携を推進するため、プログラミング教育推進校を設置し、2年間の実践研究を行う。	平成30・31年度の2年間で取り組む。初年度は、プログラミング教育に関する教員の理解を深めることに主眼をおき、児童についても、コンピュータの便利さ等を実感させることを中心に行う。 支援団体の調整により企業と連携し、Webデータベース型のアプリアプリ構築クラウドサービスを使った授業を行う予定で、指導案・指導教材・ワークシート・マニュアル等の提供、教員研修や授業サポートの支援を受ける。 【取組に係る歳出例】 ・ 教員対象の研修会講師謝礼 ・ 授業サポート講師謝礼	10/10	本小	0	500	0	0	500
人権尊重教育推進校事業 357,000円/校	東京都人権施策推進指針及び都教委の教育目標、基本方針に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を設置する。	平成30・31年度の2年間で、「友達とかかわり合う活動を通して、互いを認め合い学び合う児童を育成する」をテーマに、主に、子供の人権、インターネットによる人権侵害という課題に取り組み。 初年度は、校内体制の整備、児童の実態把握、教師の人権感覚を磨く研修、校内研究会を実施し、成果と課題をまとめた報告書のリーフレットを作成する。 【取組に係る歳出例】 ・ 教員研修会、生徒対象講演会講師謝礼 ・ 教材、研究報告書類作成に伴う消耗品	10/10	一小	10	108	232	5	355
合計					10	680	351	5	1,046

## 民間体育施設開放事業概要

## 1 目的

スポーツ施設の配置状況は市域の中央から北部寄りに集中し、地域によって整備状況に差が生じている。また、市の南北における高低差により、南部地域の住民がスポーツ施設を利用するには不便な状況にある。

また、小金井市スポーツ推進計画ではスポーツ実施率を平成27年度の59.4%から平成32年度に65%へ向上させることを目的としており、スポーツをする場所の提供が課題となっている。

総合学院テクノスカレッジ体育館は市域南部に位置しており、その施設を市民利用に供することは大変有意義なものである。平成29年度に締結した「小金井市と学校法人田中育英会 総合学院テクノスカレッジとの包括的連携協力に関する協定書」に基づき、体育館を市民利用に供することでスポーツ振興を図る。

## 2 概要

(1) 名称 学校法人田中育英会 総合学院テクノスカレッジ体育館  
住所 小金井市前原町五丁目1番29号

(2) 開放実施予定

平成30年度は月2回、計8日を予定

(3) 対象者

原則、市内に在住、在勤もしくは在学している者によって構成された10人以上の団体であり、予め教育委員会に登録していること。

(4) 利用可能な競技種目

バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、体操、ダンス等

(5) 予算額

ア 歳入

スポーツ振興等事業費補助金 261千円(補助率1/2、当初3年間のみ)

民間体育施設使用料 158千円(1区分(3時間)6,600円)

イ 歳出

役務費(傷害保険料) 59千円

消耗品費(バドミントンネット他) 47千円

役務費(郵便料) 2千円

備品購入費(卓球台他) 389千円

負担金補助及び交付金 187千円

議案第57号

平成30年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第1回)



平成30年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

平成30年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ168,424千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,730,354千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月30日提出

東京都小金井市長 西岡真一郎

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 財 産 収 入		千円 12	千円 3	千円 15
	1 財 産 運 用 収 入	12	3	15
6 繰 入 金		1,285,120	1,109	1,286,229
	1 他 会 計 繰 入 金	1,280,120	1,109	1,281,229
7 繰 越 金		1	167,312	167,313
	1 繰 越 金	1	167,312	167,313
歳 入 合 計		10,561,930	168,424	10,730,354

### 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 173,518	千円 1,109	千円 174,627
	1 総 務 管 理 費	142,806	1,109	143,915
5 基 金 積 立 金		12	16,735	16,747
	1 基 金 積 立 金	12	16,735	16,747
7 諸 支 出 金		25,431	1,975	27,406
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	25,431	1,975	27,406
8 予 備 費		1,460	148,605	150,065
	1 予 備 費	1,460	148,605	150,065
歳 出 合 計		10,561,930	168,424	10,730,354

議案第 57 号資料

平成 30 年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

( 第 1 回 )





# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5財 産 収 入		千円 12	千円 3	千円 15
	1財 産 運 用 収 入	12	3	15
6繰 入 金		1,285,120	1,109	1,286,229
	1他 会 計 繰 入 金	1,280,120	1,109	1,281,229
7繰 越 金		1	167,312	167,313
	1繰 越 金	1	167,312	167,313
歳 入 合 計		10,561,930	168,424	10,730,354

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 173,518	千円 1,109	千円 174,627
	1 総 務 管 理 費	142,806	1,109	143,915
5 基 金 積 立 金		12	16,735	16,747
	1 基 金 積 立 金	12	16,735	16,747
7 諸 支 出 金		25,431	1,975	27,406
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	25,431	1,975	27,406
8 予 備 費		1,460	148,605	150,065
	1 予 備 費	1,460	148,605	150,065
歳 出 合 計		10,561,930	168,424	10,730,354

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			1,109
			1,109
			16,735
			16,735
			1,975
			1,975
			148,605
			148,605
			168,424

2 歳入

款 5 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 利子及び配当金	千円 12	千円 3	千円 15	1 基金利子	千円 3

款 6 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 一般会計繰入金	千円 1,280,120	千円 1,109	千円 1,281,229	2 職員給与費等繰入金	千円 1,109

款 7 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 繰越金	千円 1	千円 167,312	千円 167,313	1 前年度繰越金	千円 167,312

説	明	千円
1 国民健康保険事業運営基金利子	(保険年金課)	3

説	明	千円
1 職員給与費等繰入金	(保険年金課)	1,109

説	明	千円
1 前年度繰越金	(保険年金課)	167,312

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	139,987	1,109	141,096			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,109			
1,109	13 委託料	1,109	2 国民健康保険事業運営に 要する経費 (保険年金課) 1,109
			13 委託料 ( 1,109) 国保情報集約システム管理委託料 839 補助金申請システム改修委託料 270

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 基金積立金	12	16,735	16,747			



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
16,735			
16,735	25 積立金	16,735	1 国民健康保険事業運営基金積立金 (保険年金課) 16,735
			25 積立金 ( 16,735)
			国民健康保険事業運営基金積立金 (積立元金) 16,732
			国民健康保険事業運営基金積立金 (積立利子) 3

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 償 還 金	1	1,975	1,976			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,975			
1,975	23 償還金利息及び割引料	1,975	1 交付金等の返還金 (保 険 年 金 課) 1,975
			23 償還金利息及び割引料 ( 1,975) 交付金等の返還金 1,975

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	1,460	148,605	150,065			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 148,605		千円	千円

議案第58号

平成30年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第1回)

平成30年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第1回）

平成30年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ147,604千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,222,855千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月30日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 1,710,079	千円 856	千円 1,710,935
	1 国庫負担金	1,301,605	715	1,302,320
	2 国庫補助金	408,474	141	408,615
4 支払基金交付金		2,066,013	6,638	2,072,651
	1 支払基金交付金	2,066,013	6,638	2,072,651
5 都支出金		1,151,748	447	1,152,195
	1 都負担金	1,090,586	447	1,091,033
6 財産収入		49	4	53
	1 財産運用収入	47	4	51
8 繰入金		1,364,145	862	1,365,007
	2 基金繰入金	80,145	862	81,007
9 繰越金		1	138,797	138,798
	1 繰越金	1	138,797	138,798
歳入合計		8,075,251	147,604	8,222,855



# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		千円 7,360,588	千円 3,577	千円 7,364,165
	2 介護予防サービス等諸費	230,228	3,577	233,805
5 基 金 積 立 金		47	1,831	1,878
	1 基 金 積 立 金	47	1,831	1,878
7 諸 支 出 金		6,568	136,122	142,690
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	6,568	136,108	142,676
	2 繰 出 金	0	14	14
8 予 備 費		2,743	6,074	8,817
	1 予 備 費	2,743	6,074	8,817
歳 出 合 計		8,075,251	147,604	8,222,855



議案第58号資料

平成30年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第1回)



# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 1,710,079	千円 856	千円 1,710,935
	1 国庫負担金	1,301,605	715	1,302,320
	2 国庫補助金	408,474	141	408,615
4 支払基金交付金		2,066,013	6,638	2,072,651
	1 支払基金交付金	2,066,013	6,638	2,072,651
5 都支出金		1,151,748	447	1,152,195
	1 都負担金	1,090,586	447	1,091,033
6 財産収入		49	4	53
	1 財産運用収入	47	4	51
8 繰入金		1,364,145	862	1,365,007
	1 一般会計繰入金	1,284,000	0	1,284,000
	2 基金繰入金	80,145	862	81,007
9 繰越金		1	138,797	138,798
	1 繰越金	1	138,797	138,798
歳入合計		8,075,251	147,604	8,222,855

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		千円 7,360,588	千円 3,577	千円 7,364,165
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	6,769,105	0	6,769,105
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	230,228	3,577	233,805
5 基 金 積 立 金		47	1,831	1,878
	1 基 金 積 立 金	47	1,831	1,878
7 諸 支 出 金		6,568	136,122	142,690
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	6,568	136,108	142,676
	2 繰 出 金	0	14	14
8 予 備 費		2,743	6,074	8,817
	1 予 備 費	2,743	6,074	8,817
歳 出 合 計		8,075,251	147,604	8,222,855

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円 1,303	千円	千円 1,827	千円 447
△1		8	△7
1,304		1,819	454
		4	1,827
		4	1,827
			136,122
			136,108
			14
			6,074
			6,074
1,303		1,831	144,470

2 歳 入

款 3 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費負担金	千円 1,301,605	千円 715	千円 1,302,320	1 現年度分	千円 715

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 調整交付金	千円 300,718	千円 141	千円 300,859	1 現年度分調整交付金	千円 141

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費交付金	千円 1,987,358	千円 5,009	千円 1,992,367	1 現年度分	千円 966
				2 過年度分	4,043
2 地域支援事業支援交付金	78,655	1,629	80,284	2 過年度分	1,629



説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第121条) 負担率 15%、20%	(介護福祉課)	715

説	明	千円
1 現年度分調整交付金 (介護保険法第122条、介護保険法第122条の2第2項、介護保険法 第122条の2第3項) 補助率 5%	(介護福祉課)	141

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第125条)	(介護福祉課)	966
1 過年度分 (介護保険法第125条)	(介護福祉課)	4,043
1 過年度分 (介護保険法第126条)	(介護福祉課)	1,629

款 5 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費負担金	千円 1,090,586	千円 447	千円 1,091,033	1 現年度分	千円 447

款 6 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 利子及び配当金	千円 47	千円 4	千円 51	1 利子及び配当金	千円 4

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費繰入金	千円 920,074	千円 447	千円 920,521	1 現年度分	千円 447
5 その他一般会計繰入金	288,132	△ 447	287,685	1 職員給与費等繰入金	△ 447

款 8 繰入金

項 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 80,145	千円 862	千円 81,007	1 介護給付費準備基金繰入金	千円 862

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第1項) 負担率 17.5%、12.5%	(介護福祉課)	447

説	明	千円
1 介護給付費準備基金利子	(介護福祉課)	4

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第1項)	(介護福祉課)	447
1 職員給与費等繰入金	(介護福祉課)	△ 447

説	明	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	(介護福祉課)	862

款 9 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 138,797	千円 138,798	1 前年度繰越金	千円 138,797

説	明
1 前年度繰越金	<div style="text-align: right;">千円</div> (介護福祉課) 138,797

3 歳 出

款 2 保険給付費

項 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 居宅介護サービス給付費	3,422,505	0	3,422,505			3
3 地域密着型介護サービス給付費	789,412	0	789,412			1
5 施設介護サービス給付費	2,185,025	0	2,185,025			2
8 居宅介護住宅改修費	21,971	0	21,971	△ 1		1
9 居宅介護サービス計画給付費	338,157	0	338,157			1

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 3		千円	千円
△ 1			
△ 2			
△ 1			

款 2 保険給付費

項 2 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防サービス給付費	182,204	0	182,204	1		△ 1
3 地域密着型介護予防サービス給付費	2,286	3,577	5,863	1,303		1,820
				1,303		1,820



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
454			
454	19 負担金補助及び交付金	3,577	1 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) 3,577 19 負担金補助及び交付金 ( 3,577) 地域密着型介護予防サービス給付費 3,577

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金積立金	47	1,831	1,878			4
						4

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,827			
1,827	25 積立金	1,831	
			1 介護給付費準備基金積立 金 (介護福祉課) 1,831
			25. 積立金 (1,831)
			介護給付費準備基金積立金 (積立 元金) 1,827
			介護給付費準備基金積立金 (積立 利子) 4

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料還付金	6,557	△ 300	6,257			
2 第1号被保険者保険料還付加算金	10	30	40			
3 償還金	1	136,378	136,379			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 300			
△ 300	23 償還金利息及び割引料	△ 300	1 保険料等の還付に要する経費 (介護福祉課) △ 300 23 償還金利息及び割引料 (△ 300) 第1号被保険者保険料還付金 △ 300
30			
30	23 償還金利息及び割引料	30	1 保険料等の還付加算金に要する経費 (介護福祉課) 30 23 償還金利息及び割引料 ( 30) 第1号被保険者保険料還付加算金 30
136,378			
136,378	23 償還金利息及び割引料	136,378	1 交付金等の返還金 (介護福祉課) 136,378 23 償還金利息及び割引料 ( 136,378) 平成29年度介護給付費国庫負担金返還金 104,770 平成29年度介護給付費都負担金返還金 12,649 平成29年度地域支援事業国庫補助金返還金 11,732 平成29年度地域支援事業費都補助金返還金 7,185 平成28年度地域支援事業費国庫補助金返還金 28 平成28年度地域支援事業費都補助金返還金 14

款 7 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰出金	0	14	14			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
14			
14	28 繰出金	14	1 繰 出 金 (介護福祉課) 14
			28 繰 出 金 ( 14) 一般会計繰出金 14

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	2,743	6,074	8,817			



一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 6,074		千円	千円

議案第59号

平成30年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

( 第 1 回 )

平成30年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

平成30年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,640,023千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月30日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 越 金		千円 1	千円 15,131	千円 15,132
	1 繰 越 金	1	15,131	15,132
6 諸 収 入		87,496	△1,418	86,078
	2 償還金及び還付加算金	2,510	△1,418	1,092
歳 入 合 計		2,626,310	13,713	2,640,023

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 広域連合納付金		千円 2,504,717	千円 2,822	千円 2,507,539
	1 広域連合納付金	2,504,717	2,822	2,507,539
5 諸 支 出 金		3,396	10,891	14,287
	1 償還金及び還付加算金	2,510	10,253	12,763
	2 繰 出 金	886	638	1,524
歳 出 合 計		2,626,310	13,713	2,640,023

議案第59号資料

平成30年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算事項別明細書

( 第 1 回 )



# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		千円 1	千円 15,131	千円 15,132
	1 繰越金	1	15,131	15,132
6 諸収入		87,496	△1,418	86,078
	2 償還金及び還付加算金	2,510	△1,418	1,092
歳入合計		2,626,310	13,713	2,640,023

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 広域連合納付金		千円 2,504,717	千円 2,822	千円 2,507,539
	1 広域連合納付金	2,504,717	2,822	2,507,539
5 諸支出金		3,396	10,891	14,287
	1 償還金及び還付加算金	2,510	10,253	12,763
	2 繰出金	886	638	1,524
歳出合計		2,626,310	13,713	2,640,023



補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			2,822
			2,822
		340	10,551
			10,253
		340	298
		340	13,373

2 歳入

款 5 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 15,131	千円 15,132	1 前年度繰越金	千円 15,131

款 6 諸収入

項 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 償還金及び 還付加算金	千円 2,510	千円 △ 1,418	千円 1,092	1 保険料還付金	千円 △ 1,758
				3 葬祭費還付金	340

説	明	千円
1 前年度繰越金	(保険年金課)	15,131

説	明	千円
1 保険料還付金	(保険年金課) △	1,758
1 葬祭費負担金償還金	(保険年金課)	340

3 歳 出

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	2,504,717	2,822	2,507,539			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
2,822			
2,822	19 負担金補助及び交付金	2,822	1 広域連合分賦金に要する 経費 (保険年金課) 2,822
			19 負担金補助及び交付金 ( 2,822)
			保険料軽減措置負担金 13
			保険料等負担金 (過年度分) 2,809

款 5 諸支出金

項 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 償還金及び還付加算金	2,510	10,253	12,763			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
10,253			
10,253	23 償還金利子及び割引料	10,253	1 償還金及び還付加算金 (保 険 年 金 課) 10,253
			23 償還金利子及び割引料 ( 10,253)
			償還金及び還付加算金 9,903
			平成29年度葬祭費受託事業収入
			返還金 350

款 5 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰 出 金	886	638	1,524			340
						340



一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
298				
298	28 繰出金	638	1 一般会計繰出金	(保険年金課) 638
			28 繰出金	( 638)
			一般会計繰出金	638

議案第60号

教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会教育長の任命に関し同意を求める。

平成30年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

教育委員会教育長大熊雅士が平成30年9月30日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会教育長に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 大 熊 雅 士

年 齢 61歳

職 業 地方公務員

議案第60号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市  
氏 名 おお くま まさ し  
大 熊 雅 士  
年 齢 61歳  
職 業 地方公務員

学 歴

昭和57年3月 青山学院大学第二文学部卒業

職 歴

昭和57年4月 世田谷区立池之上小学校教諭  
平成元年4月 板橋区立板橋第四小学校教諭  
平成8年4月 東京都立教育研究所電話相談員  
平成9年4月 小金井市教育委員会指導主事  
平成14年4月 江戸川区教育委員会指導主事  
平成16年4月 東京都教職員研修センター経営研修課統括指導主事  
平成17年4月 東京都教職員研修センター専門研修課統括指導主事  
平成18年4月 葛飾区立住吉小学校副校長  
平成19年4月 東京学芸大学附属世田谷小学校教諭  
平成20年4月 東京学芸大学教職大学院特命教授  
平成26年4月 特定非営利活動法人元気プログラム作成委員会副理事長、カ  
ウンセリング研修センター・学舎ブレイブ室長  
平成30年4月 小金井市教育委員会教育長となり、現在に至る。

そ の 他

昭和62年4月 東京都教育委員会教育研究員副世話人となり、昭和63年3

- 月まで在任
- 平成元年4月 文部省研究校研究推進副委員長となり、平成3年3月まで在任
- 平成2年4月 東京都教育委員会教育開発委員副世話人となり、平成3年3月まで在任
- 平成3年4月 東京都教育課程推進校研究推進副委員長となり、平成5年3月まで在任
- 平成4年4月 文部省「教育課程一般 指導資料 新しい学力観に立つ教育課程の創造と展開」協力員となり、平成5年3月まで在任
- 平成5年4月 東京都人権尊重教育推進校研究推進委員長となり、平成8年3月まで在任
- 平成6年4月 東京都基礎研究員（特別活動）となり、平成7年3月まで在任
- 平成7年4月 東京都進路指導資料作成委員となり、平成8年3月まで在任
- 平成11年4月 東京都薬物乱用防止高校生会議運営委員となり、平成12年3月まで在任
- 平成13年4月 文部科学省「不登校対策資料」協力者となり、平成15年3月まで在任
- 平成16年4月 文部科学省「ITを活用した不登校対策について調査研究」協力者となり、平成17年3月まで在任
- 平成26年4月 埼玉県富士見市いじめのない学校づくり委員会副委員長となり、平成30年3月まで在任

賞

罰

なし

議案第61号

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例の一部を改正する条例

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
(平成6年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小金井市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「(小金井市長の選挙の場合に限る。)」を削り、「法」を「選挙の区分  
に応じ法」に改める。

第8条中「通じて」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運  
動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」とい  
う。)以後その期日を告示される小金井市議会議員の選挙について適用し、施行日  
の前日までにその期日を告示された小金井市議会議員の選挙については、なお従前  
の例による。

議案第61号資料

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第1項及び第143条第15項の規定に基づき、小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関するものとする。</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、第8条に定める1枚当たりの作成単価にビラの作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 小金井市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第1項及び第143条第15項の規定に基づき、小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第6号のビラ（小金井市長の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者（小金井市長の選挙の場合に限る。）は、第8条に定める1枚当たりの作成単価にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 小金井市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約</p>	<p>規定の整備</p> <p>議会の議員候補者に係る無料で作成することができるビラの規定の整備</p>



に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価7円51銭に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のもの）であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に限り、当該ビラの作成を業とする者から請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される小金井市議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された小金井市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価7円51銭に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のもの）であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合作業に限り、当該ビラの作成を業とする者から請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

規定の  
備

議案第62号

小金井市難病者福祉手当条例の一部を改正する条例

小金井市難病者福祉手当条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

難病者福祉手当の支給要件に所得制限、併給制限等を規定することに伴い、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市難病者福祉手当条例の一部を改正する条例

小金井市難病者福祉手当条例（昭和62年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第3条を次のように改める。

（支給要件）

第3条 手当は、小金井市内に住所を有する療養者に支給する。ただし、当該療養者が20歳未満であるときは、その保護者（親権者、未成年後見人その他の主としてその者の生計を維持する者で、療養者を現に監護するもの。第13条において同じ。）に支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該療養者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。

(1) 療養者（20歳未満の場合にあつては、当該療養者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該療養者の生計を維持する者）の前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じて規則で定める額を超えるとき。

(2) 規則で定める施設に入所しているとき。

(3) 小金井市心身障害者福祉手当条例（昭和49年条例第27号）に基づく心身障害者福祉手当の支給を受けているとき。

(4) 小金井市児童育成手当条例（昭和44年条例第35号）に定める保護者が、その者に係る同条例に基づく障害手当の支給を受けているとき。

3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、東京都の区域内の特別区又は他の市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。

第6条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その支払期月でない月であつて

も、支払うことができる。

第7条ただし書を削る。

第8条第2号を次のように改める。

(2) 第3条に規定する支給要件を備えなくなつたとき。

第13条を第14条とする。

第12条中「第10条」を「第10条及び第11条」に、「及び」を「並びに」に、「代つて」を「代わつて」に、「介護者」を「介護者又は保護者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が認める場合は、介護者又は保護者以外の者が行うことができる。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(現況届)

第11条 受給者は、現況について、規則で定めるところにより、毎年度、現況届を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその届出を要しないと認める場合は、この限りでない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の小金井市難病者福祉手当条例(以下「改正前条例」という。)の規定により難病者福祉手当を受給している者及び改正前条例第7条の規定により認定の申請をし、平成31年3月以前の月分の難病者福祉手当を受給する者については、この条例による改正後の小金井市難病者福祉手当条例(以下「改正後条例」という。)第3条の規定にかかわらず、同年4月から同年9月までの月分の難病者福祉手当の支給は、なお従前の例による。

3 改正後条例第3条第2項第1号の規定は、平成31年8月以後の月分の難病者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の難病者福祉手当の支給の規定の適用については、同号中「所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第1条による改正前の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者」とする。

議案第62号資料1

小金井市難病者福祉手当条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 介護者 療養者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、療養者を介護している者をいう。 (支給要件)</p> <p>第3条 手当は、小金井市内に住所を有する療養者に支給する。ただし、当該療養者が20歳未満であるときは、その保護者(親権者、未成年後見人その他の主としてその者の生計を維持する者で、療養者を現に監護するもの。第13条において同じ。)に支給することができる。</p>	<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 介護者 療養者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、療養者を介護している者をいう。 (支給要件)</p> <p>第3条 手当は、市内に住所を有する療養者に支給する。</p>	<p>定義の規定の整備</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、当該療養者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。 (1) 療養者(20歳未満の場合にあつては、当該療養者の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該療養者の生計を維持する者)の前年の所得(1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得)が所得税法(昭和4</p>		<p>支給要件に係る20歳未満の療養者への支給の追加支給要件に係る所得制限及び併給制限の規定の新設</p>

0 年法律第 33 号) に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じて規則で定める額を超えるとき。

(2) 規則で定める施設に入所しているとき。

(3) 小金井市中心身障害者福祉手当条例(昭和 49 年条例第 27 号) に基づく心身障害者福祉手当の支給を受けているとき。

(4) 小金井市児童育成手当条例(昭和 44 年条例第 35 号) に定める保護者が、その者に係る同条例に基づき障害手当の支給を受けているとき。

3 前項第 1 号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(支給期間及び支払期月)

第 6 条 手当は、認定の申請をした日の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、東京都の区域内の特別区又は他の市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。

2 手当は、毎年 7 月、11 月及び 3 月にそれぞれの当月までの分を支払う。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その支払期月でない月であっても、支払うことができる。

(支給始期の特例)

第 7 条 災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後 15 日以内にその申請をしたときは、当該事由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月から

所得制限に係る規定の整備

(支給期間及び支払期月)

第 6 条 手当は、認定の申請をした日の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

規定の整備

2 手当は、毎年 7 月、11 月及び 3 月にそれぞれの当月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(支給始期の特例)

第 7 条 災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後 15 日以内にその申請をしたときは、当該事由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月から

同上

手当を支給する。

(受給資格の消滅)

第8条 受給資格は、認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に該当したときは、消滅する。

- (1) 省略
- (2) 第3条に規定する支給要件を備えなくなつたとき。
- (3) 省略

(現況届)

第11条 受給者は、現況について、規則で定めるところにより、毎年度、現況届を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその届出を要しないと認める場合は、この限りでない。

(状況報告等)

第12条 省略

(申請等の代行)

第13条 第5条に規定する申請、第10条及び第11条に規定する届出並びに前条に規定する報告等は、療養者に代わつてその者の介護者又は保護者が行うことができる。ただし、市長が認める場合は、介護者又は保護者以外の者が行うことができる。

(委任)

第14条 省略

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)

手当を支給する。ただし、東京都の区域内の特別区又は他の市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。

(受給資格の消滅)

第8条 受給資格は、認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に該当したときは、消滅する。

- (1) 省略
- (2) 小金井市に住所を有しなくなつたとき。
- (3) 省略

(状況報告等)

第11条 省略

(申請等の代行)

第12条 第5条に規定する申請、第10条に規定する届出及び前条に規定する報告等は、療養者に代つてその者の介護者が行うことができる。

(委任)

第13条 省略

規定の整備

規定の整備

現況届に係る規定の追加

条の線下げ

条の線下げ及び規定の整備

条の線下げ

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の小金井市難病者福祉手当条例（以下「改正前条例」という。）の規定により難病者福祉手当を受給している者及び改正前条例第7条の規定により認定の申請をし、平成31年3月以前の月分の難病者福祉手当を受給する者については、この条例による改正後の小金井市難病者福祉手当条例（以下「改正後条例」という。）第3条の規定にかかわらず、同年4月から同年9月までの月分の難病者福祉手当の支給は、なお従前の例による。
- 3 改正後条例第3条第2項第1号の規定は、平成31年8月以後の月分の難病者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の難病者福祉手当の支給の規定の適用については、同号中「所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第1条による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者」とする。



## 議案第62号資料2

小金井市難病者福祉手当条例施行規則（昭和62年規則第20号）に規定する概要

### 1 難病の範囲

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病で、同法第7条第1項の規定により支給認定されたもの  
⇒ 平成30年4月1日現在、331疾病
- (2) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）別表第1の疾病名欄に掲げる疾病で、同規則第6条の規定により認定されたもの  
⇒ 平成30年4月1日現在、第一類2疾病、第二類8疾病、第三類1疾病、第四類1疾病

### 2 支給制限等

所得制限、施設入所制限、併給制限等

### 3 経過措置について

平成31年3月分の難病者福祉手当を受給している方は経過措置として、同年9月分までは従前どおり支給する。

議案第62号資料3

平成30年4月1日現在の他市の状況等

No	市名	所得制限	併給制限	年齢制限	指定難病を 対象
1	八王子	○	○	○	○
2	立川	○	○	○	○
3	武蔵野	×	○	×	○
4	三鷹	○	○	×	○
5	青梅	○	○	○	○
6	府中	○	○	○	○
7	昭島	○	○	○	○
8	調布	○	○	×	○
9	町田	平成18年7月末で制度廃止			
10	小金井	×⇒○	×⇒○	×	×⇒○
11	小平	○	○	○	○
12	日野	○	○	○	○
13	東村山	○	○	×	○
14	国分寺	○	○	×	○
15	国立	×	×	×	○
16	福生	×	○	×	○
17	狛江	×	○	×	○
18	東大和	○	○	○	○
19	清瀬	○	○	×	○
20	東久留米	○	○	○	○
21	武蔵村山	○	○	×	○
22	多摩	○	○	×	○
23	稲城	×	○	×	○
24	羽村	×	×	×	○
25	あきる野	平成27年5月末で制度廃止			
26	西東京	○	○	×	○

※ 表中○は有りを、×は無しを意味する。

議案第62号資料4

小金井市難病者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則（案）

小金井市難病者福祉手当条例施行規則（昭和62年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「病氣」を「疾病」に、「別表に掲げる疾病」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病で、同法第7条第1項の規定により支給認定されたもの
- (2) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）別表第1の疾病名欄に掲げる疾病で、同規則第6条の規定により認定されたもの

第12条の見出しを「（現況届）」に改め、同条中「報告は、難病者福祉手当受給資格現況届（様式第9号）により」を「届出は、毎年8月1日から同月31日までの間に、難病者福祉手当認定申請書（現況届）に第8条第1号及び第2号に規定する書類を添えて」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長がその提出を要しないと認める場合は、この限りでない。

第12条を第16条とし、第9条から第11条までを4条ずつ繰り下げる。

第8条中「介護者」の次に「（以下「介護者」という。）又は条例第3条第1項ただし書に規定する保護者（以下「保護者」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が認める場合は、介護者又は保護者以外の者に支払うことができる。

第8条を第12条とする。

第7条中「第7条」を「第10条」に、「申請」を「届出」に改め、同条を第11条とする。

第6条中「特別な事情」を「市長が特に必要があると認めたとき」に改め、同条第3号中「病氣」を「疾病」に、「市長が特に必要があると」を「やむを得ない理由により支払うものと市長が」に改め、同条を第10条とする。

第5条を削り、第4条を第9条とする。

第3条中「難病者福祉手当受給資格認定申請書」を「難病者福祉手当認定申請書

(現況届)」に、「次の各号のいずれか」を「次」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項の規定により交付された医療受給者証の写し又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第6条の規定により交付された医療券の写し
- (2) 前年の所得（1月から7月までに行う申請については、前々年の所得）の状況を証する書類

第3条を第8条とし、第2条の次に次の5条を加える。

(所得の額の算定対象者)

第3条 条例第3条第2項第1号の所得の算定に当たっては、次の各号に掲げる療養者（条例第2条第2号の療養者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者の所得の額で算定するものとする。

- (1) 20歳以上の療養者 当該療養者
- (2) 20歳未満の療養者 当該療養者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該療養者の生計を維持する者

(所得の額)

第4条 条例第3条第2項第1号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	360万4千円
1人以上	360万4千円に扶養親族等1人につき38万円を加算して得た額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）があるときは、その額に老人控除対象配偶者もしくは老人扶養親族1人につき10万円を加算して得た額又は特定扶養親族等1人につき25万円を加算して得た額）

(施設)

第5条 条例第3条第2項第2号の規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所によ

り利用する施設を除く。)をいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設であつて、国もしくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号の救護施設
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
- (5) 前各号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設であつて市長が定めるもの

（所得の範囲）

第6条 条例第3条第3項の所得の範囲は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（所得の額の計算方法）

第7条 条例第3条第3項の所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計

算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号から第4号まで又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害者（条例第3条第1項に規定する者の所得の場合にあつては、その者を除く。）1人につき、27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円（当該寡婦が同法第314条の2第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）
- (4) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

本則に次の1条を加える。

（公簿等の確認）

第17条 市長は、この規則により申請書又は届出書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

別表を削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第8条、第16条関係）

										収受印欄		
難病者福祉手当認定申請書（現況届）												
認定対象者	ふりがな氏名					生年月日		年 月 日				
	住所	小金井市 町 丁目 番 号										
	連絡先	( ) —										
	疾病名											
	医療券の所持	有 ・ 無 ・ 申請中				施設への入所状況		入所している・入所していない				
	他市区町村で同種手当受給	有 ・ 無				心身障害者福祉手当又は児童育成手当受給		有 ・ 無				
保護者	認定対象者が20歳未満である場合のみ記入	ふりがな氏名										
		住所	小金井市 町 丁目 番 号									
		生年月日	年 月 日									
		連絡先	( ) —									
口座	金融機関名	銀行 信金 支店						名義 (カナ)				
	口座番号	当座・普通										
<p>難病者福祉手当の受給資格の認定（現況）を申請（届出）します。                  受給資格認定期間中、受給資格の有無又は所得に関して公簿等で確認することに同意します。                  年 月 日</p> <p>（宛先）小金井市長 氏名 _____ ㊟</p>												
※市処理欄	※医療券情報			※確認者印			年 月 日 ㊟					
	※所得計算	前年所得	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	勤労学生控除	小規模企業共済等掛金控除					
		円	円	円	円	円	円					
		扶養親族等の数	障害者数	配偶者特別控除	寡婦寡夫控除	控除後の所得						
		人 (うち老人扶養親族等 人)	障 人 特障 人 円	円	円 (特別寡婦)	円						
	※認定番号	第 号	※却下理由									
※備考												

様

小金井市長



難病者福祉手当受給資格認定通知書

年 月 日付で申請のありました難病者福祉手当につきましては、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

	認定番号	第	号
受給者氏名			
受給者住所	小金井市 町 丁目 番 号		
支給手当月額	円	支給開始年月	年 月から
支給手当振込先			
支払時期	期 別	期 間	支 払 月
	第 1 期	4月分から 7月分まで	7月
	第 2 期	8月分から 11月分まで	11月
	第 3 期	12月分から 3月分まで	3月

振込日は、各支払月の月末です。ただし、初回に限り支給開始月分からの支給となります。

- (注) 1 資格の消滅 次の場合は、手当を受けることができませんので速やかに届け出てください。
- ① 本市の住民でなくなつたとき。
  - ② 小金井市難病者福祉手当条例第3条に規定する支給要件を満たさなくなつたとき。
  - ③ 手当の受給を辞退するとき。
- 2 その他の届出 次の場合は、速やかに届け出てください。
- ① 受給者の氏名又は住所が変わつたとき。
  - ② 受給者が死亡したとき。
  - ③ 疾病状況が変化したとき。
- 3 手当の返還 手当を不正に受けたときは、手当を返還していただきます。



(裏面)

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に小金井市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に小金井市を被告として（訴訟において小金井市を代表する者は小金井市長となります。）、提起することができます。ただし、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号中「第4条」を「第9条」に改める。

様式第4号中「第4条」を「第9条」に改め、「  
方」を削る。

様式第6号中「第9条」を「第13条」に改める。

様式第7号中「第10条」を「第14条」に改める。

様式第8号中「第11条」を「第15条」に改める。

様式第9号を削る。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に小金井市難病者福祉手当条例の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下「一部改正条例」という。）による改正前の小金井市難病者福祉手当条例（以下「改正前条例」という。）の規定により難病者福祉手当を受給している者及び改正前条例第7条の規定により認定の申請をし、平成31年3月以前の月分の難病者福祉手当を受給する者については、一部改正条例による改正後の小金井市難病者福祉手当条例第3条及びこの規則による改正後の小金井市難病者福祉手当条例施行規則（以下「改正後規則」という。）の規定にかかわらず、同年4月から同年9月までの月分の難病者福祉手当の支給は、なお従前の例による。
- 3 改正後規則第4条の規定は、平成31年8月以後の月分の難病者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の難病者福祉手当の支給の規定の適用については、同条中「所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第1条による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者」とする。

議案第 6 3 号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 3 0 年 8 月 3 0 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の施行により、特定教育等の特定の所得割の額の区分における利用者負担額の上限額が引き下げられたことから規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「77,100円以下」を「77,101円未満」に、「14,100」を「10,100」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																														
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育、特別利用保育もしくは特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額</p> <table border="1" data-bbox="571 1279 1326 2092"> <tr> <td data-bbox="571 1279 655 2092">各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分</td> <td data-bbox="655 1279 740 2092">階層区分</td> <td data-bbox="740 1279 1326 2092">利用者負担の月額 単位：円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="740 1279 783 2092">定義及び条件</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="783 1279 826 2092">省 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1279 869 2092">A階層を除き当該年度の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額の区分が右記の区分に該当する世帯</td> <td data-bbox="869 1279 912 2092">77, 101円未満</td> <td data-bbox="912 1279 957 2092">C1</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="957 1279 1000 2092">10, 100</td> <td data-bbox="1000 1279 1043 2092">10, 100</td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	階層区分	利用者負担の月額 単位：円	定義及び条件			省 略			A階層を除き当該年度の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額の区分が右記の区分に該当する世帯	77, 101円未満	C1		10, 100	10, 100	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育、特別利用保育もしくは特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額</p> <table border="1" data-bbox="571 383 1326 1196"> <tr> <td data-bbox="571 383 655 1196">各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分</td> <td data-bbox="655 383 740 1196">階層区分</td> <td data-bbox="740 383 1326 1196">利用者負担の月額 単位：円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="740 383 783 1196">定義及び条件</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="783 383 826 1196">省 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 383 869 1196">A階層を除き当該年度の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額の区分が右記の区分に該当する世帯</td> <td data-bbox="869 383 912 1196">77, 100円以下</td> <td data-bbox="912 383 957 1196">C1</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="957 383 1000 1196">14, 100</td> <td data-bbox="1000 383 1043 1196">14, 100</td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	階層区分	利用者負担の月額 単位：円	定義及び条件			省 略			A階層を除き当該年度の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額の区分が右記の区分に該当する世帯	77, 100円以下	C1		14, 100	14, 100	<p>利用者負担の月額の変更</p>
各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	階層区分	利用者負担の月額 単位：円																														
定義及び条件																																
省 略																																
A階層を除き当該年度の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額の区分が右記の区分に該当する世帯	77, 101円未満	C1																														
	10, 100	10, 100																														
各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	階層区分	利用者負担の月額 単位：円																														
定義及び条件																																
省 略																																
A階層を除き当該年度の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額の区分が右記の区分に該当する世帯	77, 100円以下	C1																														
	14, 100	14, 100																														

備考 省略	備考 省略
<p>付 則 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者 負担に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用す る。</p>	

## 特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)【平成30年度】

○ 平成30年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

幼児教育無償化の取組状況としては、

①第2子半額、第3子以降無償化(年収360万円未満相当世帯においては、子供の年齢制限を撤廃し、完全実施)

※市町村民税非課税世帯においては、第2子から無償化

②ひとり親等世帯については、さらに上記の措置を拡充

③1号認定子どもについては、年収360万円未満相当世帯の利用者負担を軽減。(平成30年度予算案)

### 教育標準時間認定の子ども

(1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)(～約270万円)	3,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯:第1子から0円
③市町村民税所得割課税額77,100円以下(～約360万円)	14,100円 → 10,100円 ※ひとり親等世帯 〔第1子: 3,000円 第2子以降: 0円〕
④市町村民税所得割課税額211,200円以下(～約680万円)	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上(約680万円～)	25,700円

← 多子カウント年齢制限なし

→ 〃 有り(小学校3年生以下)

### 保育認定の子ども

(2号認定: 満3歳以上) (3号認定: 満3歳未満)

階層区分	利用者負担(保育標準時間)	
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯(～約260万円)	6,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯:第1子から0円	9,000円 ※第2子以降は0円
③所得割課税額48,600円未満(～約330万円)	16,500円 〔第1子: 6,000円 第2子以降: 0円〕 ※ひとり親等世帯	19,500円 〔第1子: 9,000円 第2子以降: 0円〕 ※ひとり親等世帯
④所得割課税額57,700円未満(77,101円未満)	27,000円 〔第1子: 6,000円 第2子以降: 0円〕 ※ひとり親等世帯	30,000円 〔第1子: 9,000円 第2子以降: 0円〕 ※ひとり親等世帯
⑤所得割課税額97,000円未満(～約470万円)	27,000円	30,000円
⑥所得割課税額169,000円未満(～約640万円)	41,500円	44,500円
⑦所得割課税額301,000円未満(～約930万円)	58,000円	61,000円
⑧所得割課税額397,000円未満(～1,130万円)	77,000円	80,000円
⑨所得割課税額397,000円以上(1,130万円～)	101,000円	104,000円

議案第 6 4 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のように認定する。

調 書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
827	市道第 827 号線	緑町二丁目 358 番 70 地先	緑町二丁目 358 番 74 地先
828	市道第 828 号線	東町一丁目 35 番 138 地先	東町一丁目 35 番 6 地先
829	市道第 829 号線	貫井南町一丁目 12 番 10 地先	貫井南町一丁目 12 番 18 地先

平成 3 0 年 8 月 3 0 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

（提案理由）

当該道路は、都市計画法第 2 9 条第 1 項に規定する開発行為の許可を受け築造、移管された道路であり、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。

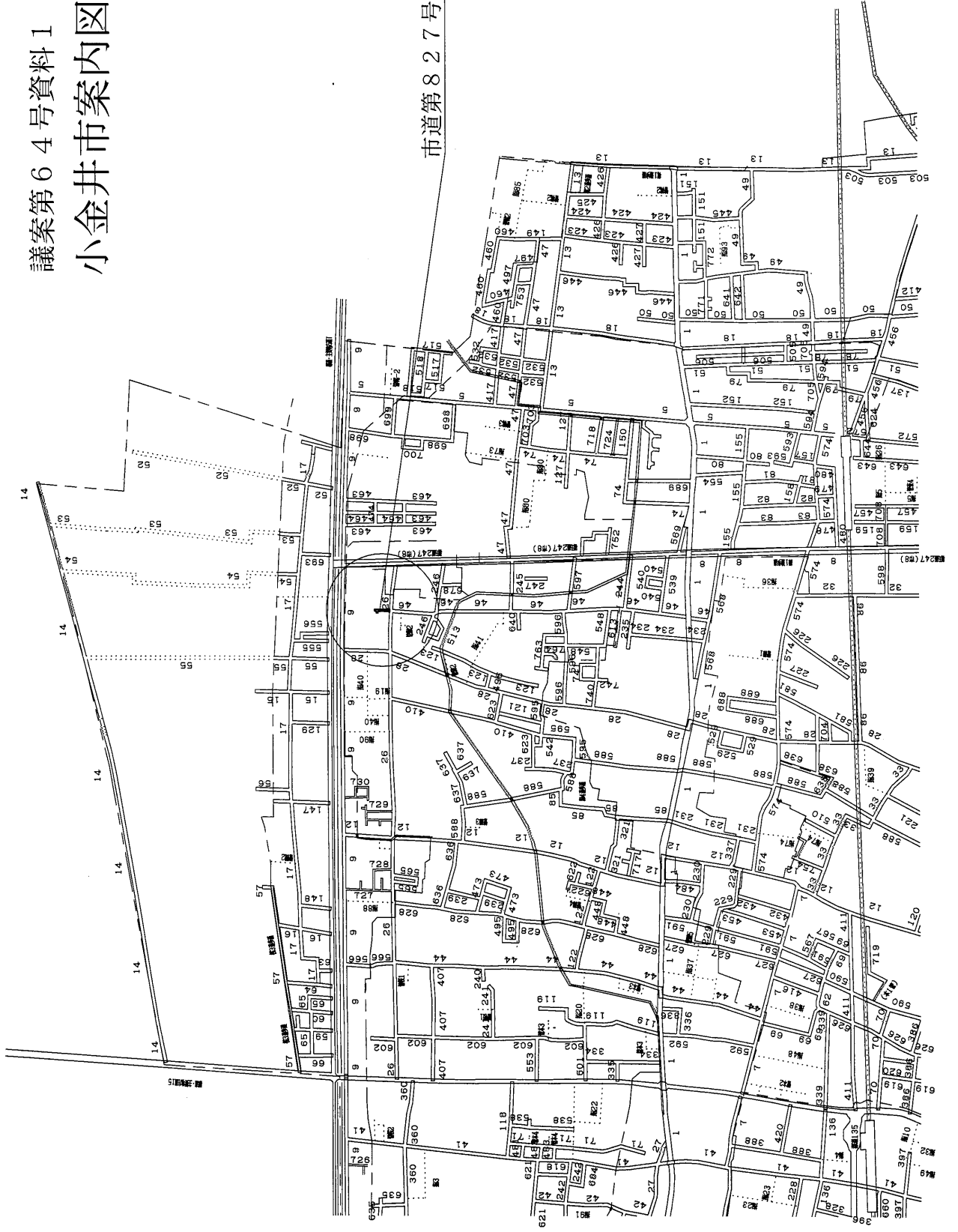


議案第64号資料1

小金井市案内図 (北東部)



市道第827号線



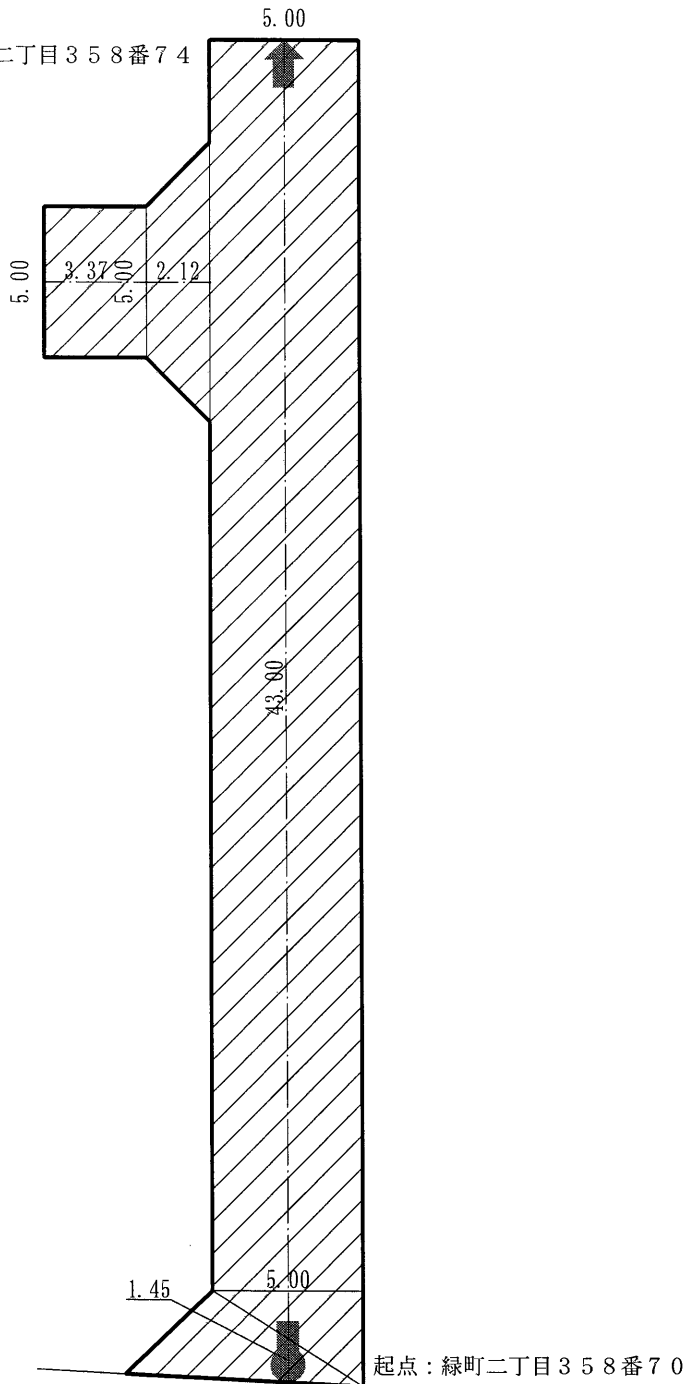
# 市道路線認定見取図

凡 例



認定路線箇所

終点：緑町二丁目 3 5 8 番 7 4

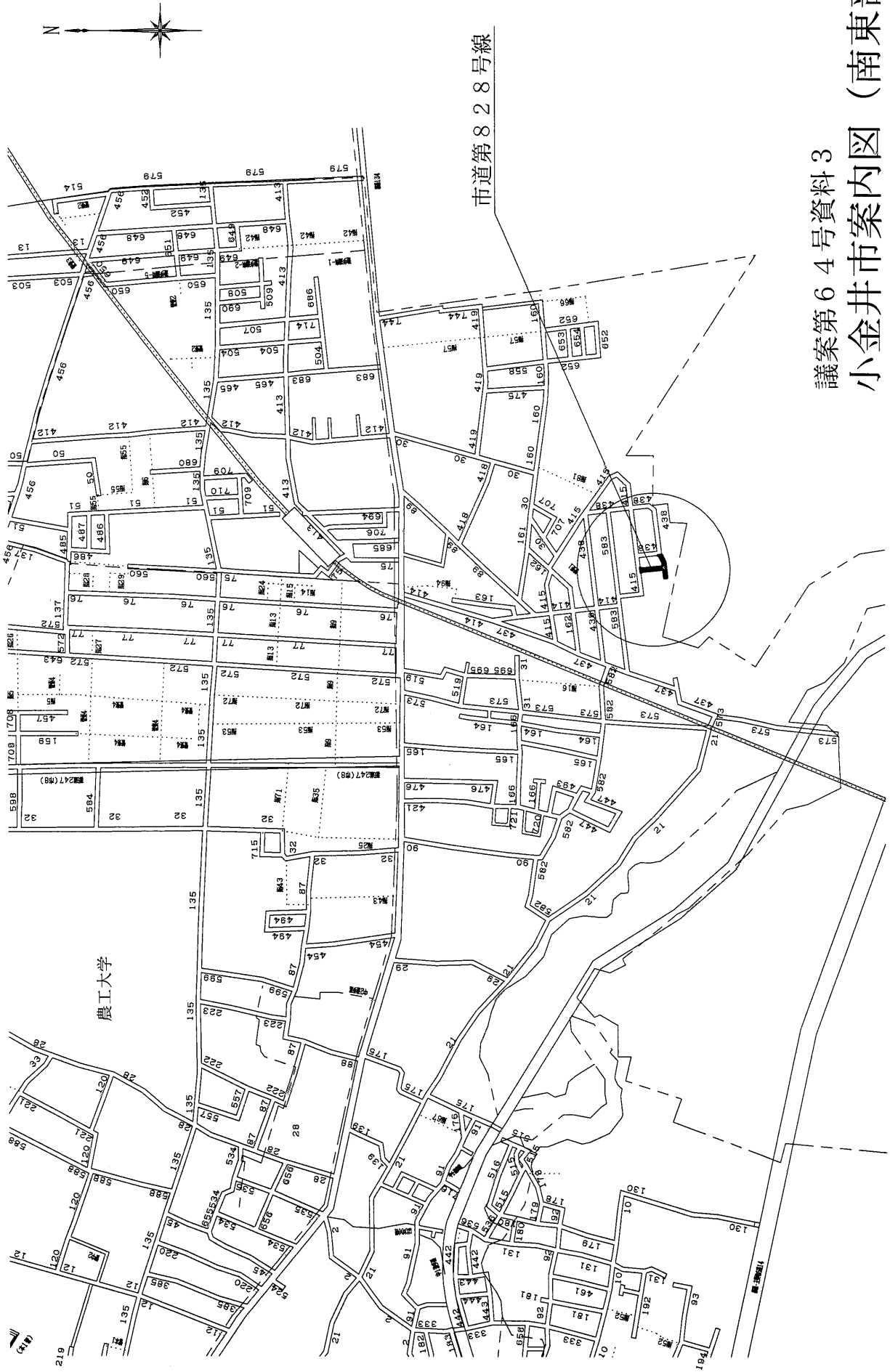


市道第 2 6 号線

市道第 8 2 7 号線

幅員 5. 0 0 m

延長 4 9. 9 4 m



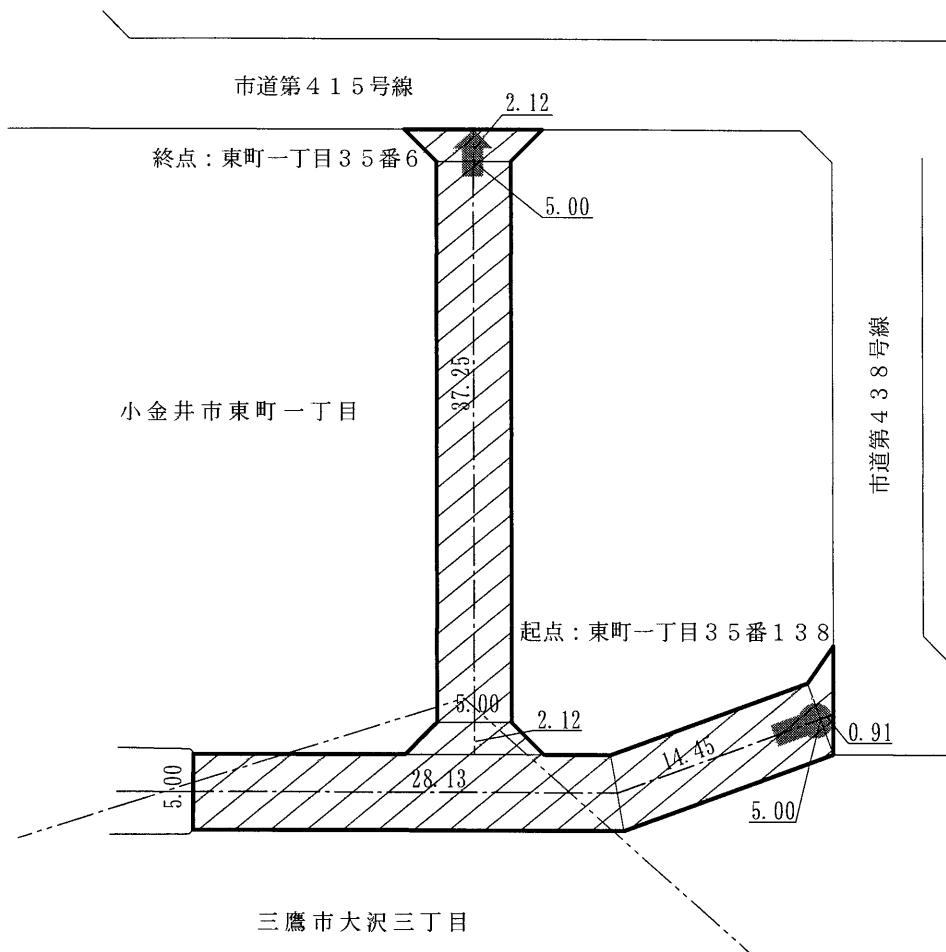
議案第64号資料3  
 小金井市案内図（南東部）

# 市道路線認定見取図

凡 例



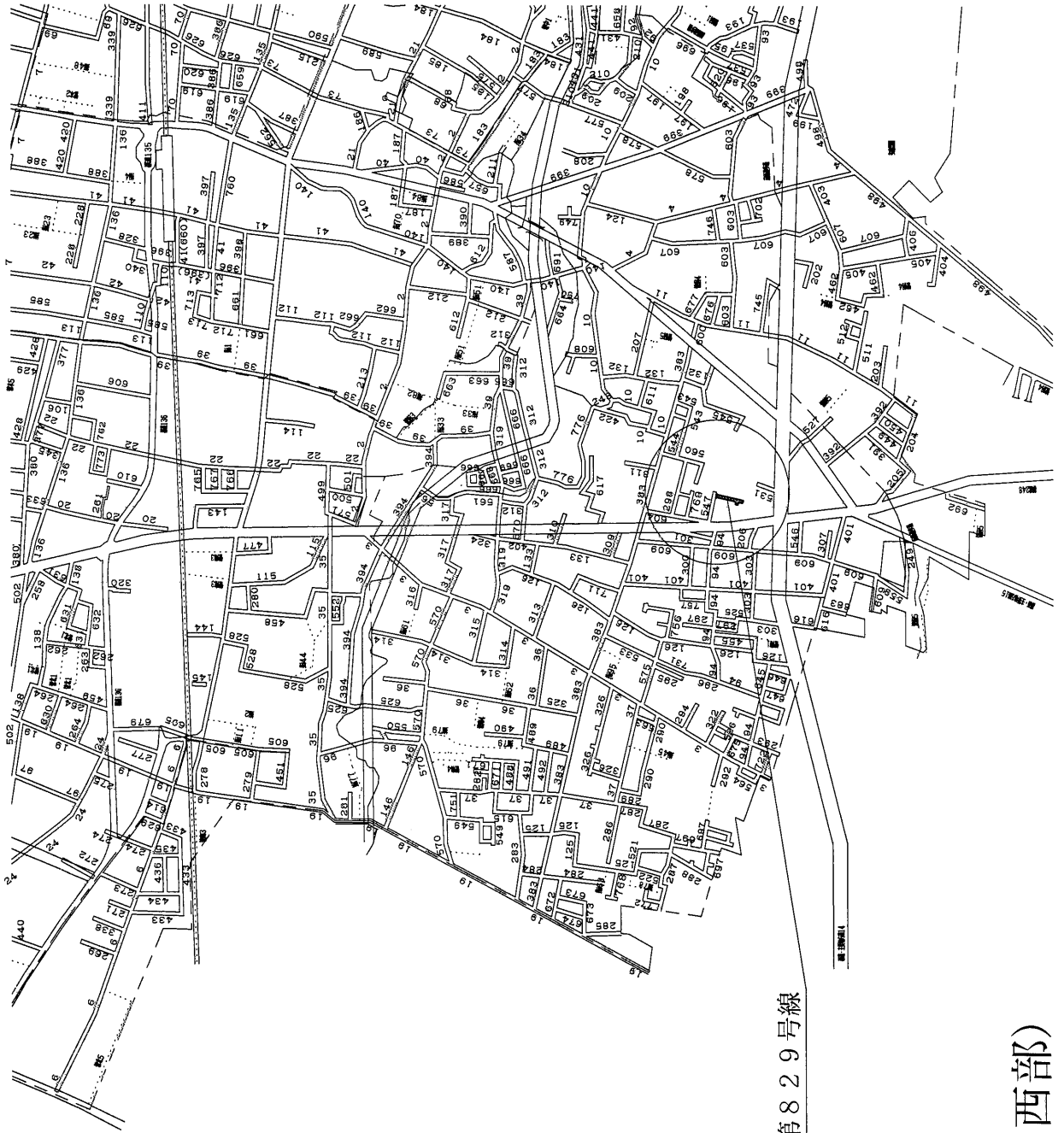
認定路線箇所



市道第 8 2 8 号線

幅員 5. 0 0 m

延長 8 4. 9 8 m



市道第829号線

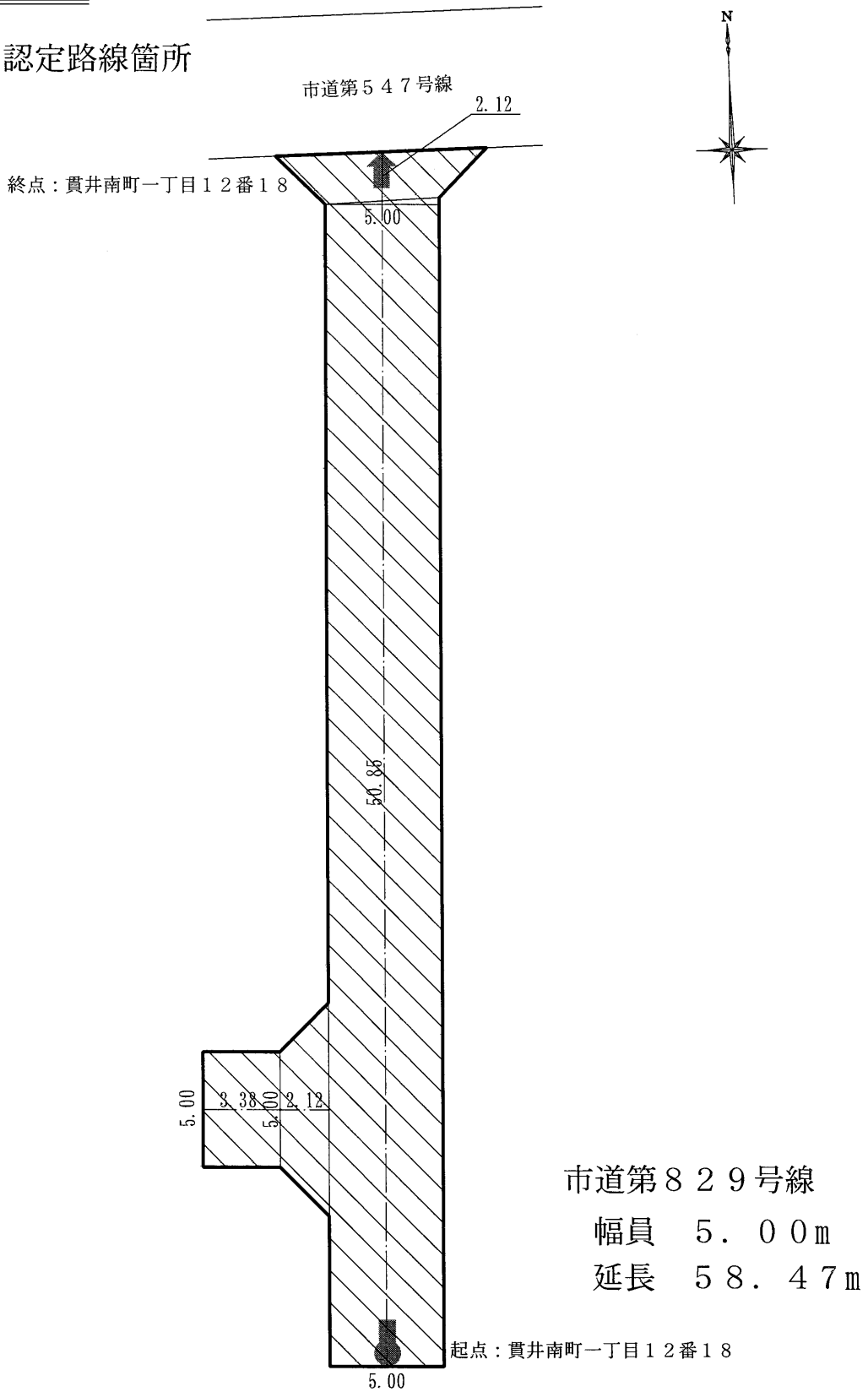
議案第64号資料5  
小金井市案内図 (南西部)

# 市道路線認定見取図

凡 例



認定路線箇所



工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

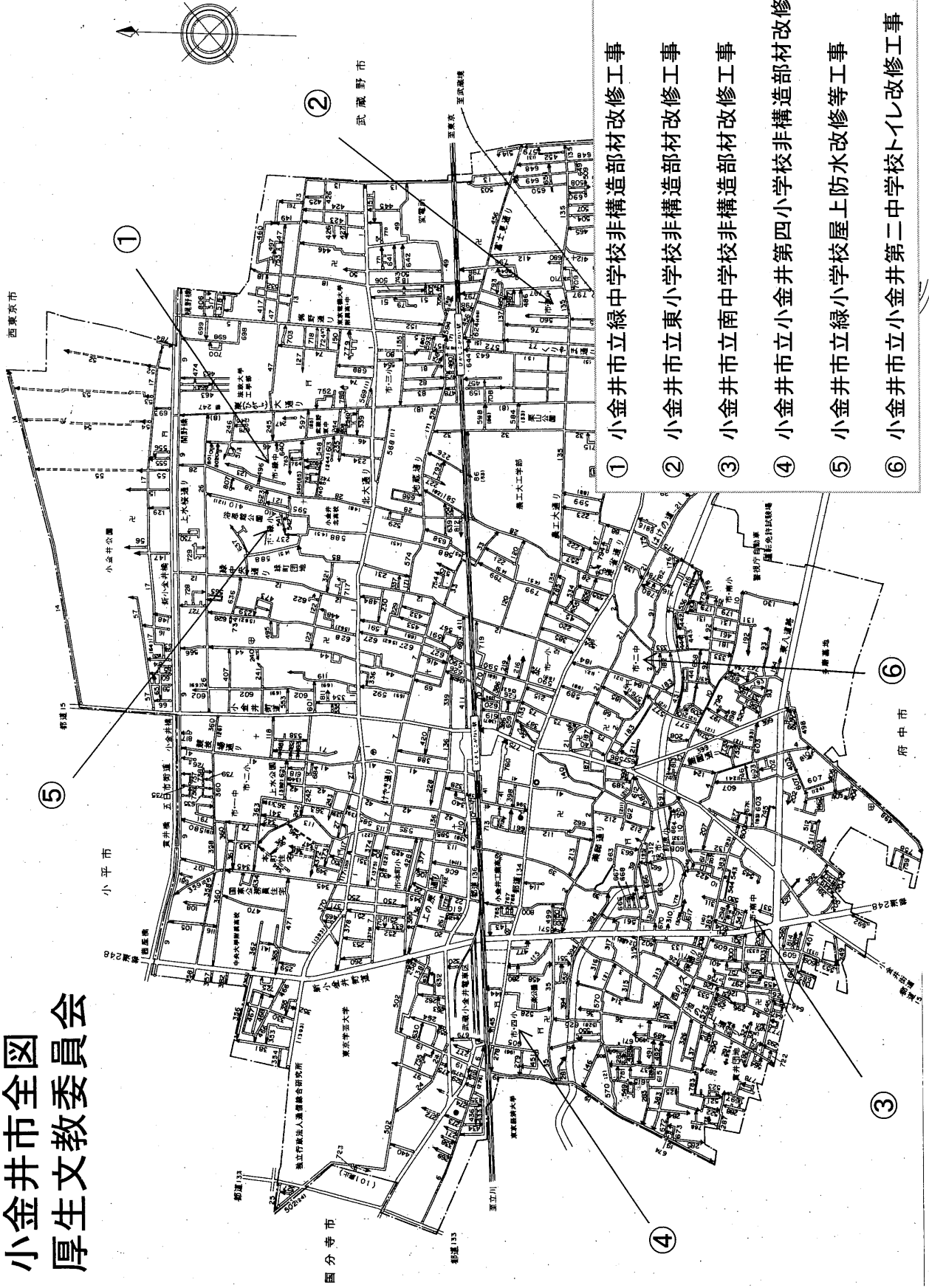
平成30年 5月 1日から  
平成30年 7月31日まで

厚生文教委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	2247-0	平成30年6月1日	小金井市立緑中学校非構造部材改修工事 相沢建設(株)	10,924,200	平成30年 6月 4日から 平成30年 9月10日まで	屋内運動場 ・吊り型バスケットゴール撤去・新設 ・照明器具落下防止 ・ガラス飛散防止フィルム設置 校舎棟 ・ガラス飛散防止フィルム設置	制限付一般 競争入札3 者	25
2	2262-0	平成30年6月1日	小金井市立東小学校非構造部材改修工事 金澤建設(株)	13,500,000	平成30年 6月 4日から 平成30年 9月10日まで	屋内運動場 ・吊り型バスケットゴール撤去・新設 ・照明器具落下防止 ・ガラス飛散防止フィルム設置 校舎棟 ・ガラス飛散防止フィルム設置	制限付一般 競争入札3 者	25
3	2270-0	平成30年6月1日	小金井市立南中学校非構造部材改修工事 (株) 昭和未来	16,524,000	平成30年 6月 4日から 平成30年 9月10日まで	屋内運動場 ・吊り型バスケットゴール撤去・新設 ・照明器具落下防止 ・ガラス飛散防止フィルム設置 校舎棟 ・ガラス飛散防止フィルム設置	制限付一般 競争入札4 者	25
4	2595-0	平成30年6月13日	小金井市立小金井第四小学校非構造部材改修 工事 (株) 須藤工務店	17,593,200	平成30年 6月14日から 平成30年 9月10日まで	屋内運動場 ・ステージ 天井撤去新設 ・アリーナ 照明器具落下防止	制限付一般 競争入札1 者	25
5	2605-0	平成30年6月26日	小金井市立緑中学校屋上防水改修等工事 (株) セブン・ブルーフ	16,999,200	平成30年 6月27日から 平成30年 9月28日まで	屋上防水改修(北校舎) ・シート防水(平場) 872.8㎡ (立上り) 223.6㎡ ・塗膜防水 73㎡ 西昇陸口屋根防水改修 ・塗膜防水 196.5㎡	制限付一般 競争入札1 3者	25
6	3100-0	平成30年7月2日	小金井市立小金井第二中学校トイレ改修工事 相沢建設(株)	14,040,000	平成30年 7月 3日から 平成30年 9月28日まで	トイレ改修工事(約36㎡) ・建築工事 床・壁・天井・トイレブース等改修 ・給排水衛生設備工事 便器・手洗器・給排水管等改修 ・電気設備工事 照明器具等改修	指名競争入 札8者	15

進捗率は、平成30年8月1日現在

# 小金井市全図 厚生文教委員会



① 小金井市立緑中学校非構造部材改修工事

② 小金井市立東小学校非構造部材改修工事

③ 小金井市立南中学校非構造部材改修工事

④ 小金井市立小金井第四小学校非構造部材改修工事

⑤ 小金井市立緑小学校屋上防水改修等工事

⑥ 小金井市立小金井第二中学校トイレ改修工事



工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

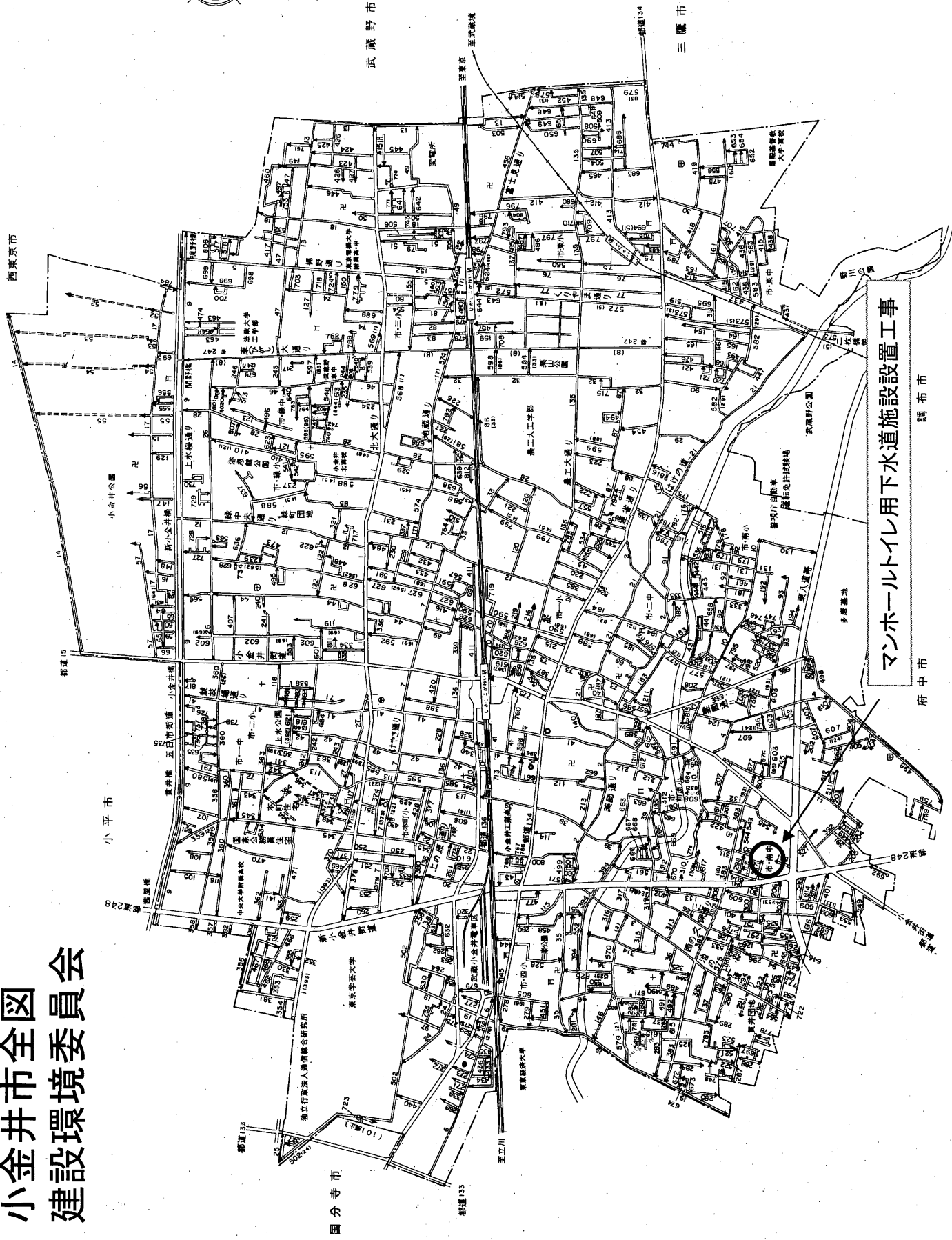
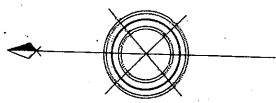
平成30年 5月 1日から  
平成30年 7月31日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	2600-0	平成30年6月13日	マンホールトイレ下水道施設設置工事 金澤建設(株)	14,558,400	平成30年6月14日から 平成30年10月1日まで	マンホールトイレ設置工 10箇所 1号マンホール設置工 6箇所 小形マンホール設置工 3箇所 仕切弁設置工 2箇所 管布設工 VUφ150 L=37.4m 管布設工 VPφ150 L=14.9m 管布設工 VUφ250 L=38.8m 管布設工 VUφ500 L=20.9m	制限付一般競争入札2者	15

進捗率は、平成30年8月1日現在

# 小金井市全図 建設環境委員会



マンホールトイレ用下水道施設設置工事

調布市  
府中市